

建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧 (令和8年度予算・令和7年度補正)

林野庁

※本資料は、令和8年度予算及び令和7年度補正予算に盛り込まれた補助事業等の内容を踏まえ、各省にも確認の上、林野庁が作成したものです。
※本資料の内容は、各補助事業等の主な情報について掲載したものであり、各事業・制度の詳細については、「問い合わせ先」欄に記載の省庁等へお問い合わせ下さい。
※どの事業が活用しうるのかや補助事業間の違いなど、ご不明な点がございましたら、下記の「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」まで、ご相談ください。

[建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ]

木材利用促進本部事務局（林野庁林政部木材利用課建築物木材利用促進グループ）03-6744-2626

https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/riyou/mokuzou_concierge.html

林野庁HP「建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyoku.html>



コンシェルジュ
問い合わせフォーム



補助事業・制度等一覧
掲載ページ

整理 番号	所 管 省 庁	名 称	概 要	対 象、事 業 実 施 主 体	主 な 要 件	補 助 率・ 補 助 内 容	令 和 8 年 度 予 算 額 ・ 令 和 7 年 度 補 正 予 算 額	施設の使用													住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定 ※に対する優先的支援	問合せ先	関連 ウェブサイト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
								非住宅建築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
								公共建築物										民間 非住宅建築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
								こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港											高速道路S・A・道の駅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
								学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

整理 番号	所 管 省 庁	名 称	概 要	対 象、事 業 実 施 主 体	主 な 要 件	補 助 率・ 補 助 内 容	令 和 8 年 度 予 算 額 ・ 令 和 7 年 度 補 正 予 算 額	施設の用途														住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物																				
								公共建築物										民間非住宅建築物										
								こども園・幼稚園・保育所	学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署											
3	農 林 水 産 省 （ 林 野 庁 ）	森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち先進的な林業機械等の導入（うち効率化施設整備）	効率的な作業の実施による生産性の向上又はこれと併せて労働強度の軽減等作業環境の改善等を図るために必要な施設の整備を支援	森林整備法人等、選定経営体	○受益範囲において、素材の生産量若しくは素材の生産性の目標が原則として都道府県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること ○施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする 等	○効率化施設整備：1/2以内	80億円の内数												山元貯木場管理棟		○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	林業生産施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁経営課 TEL：03-3502-8055 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/ko-uzoukaizen/ko-oufukin2.html		
		森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（うち木質バイオマス利用促進施設整備）	木質バイオマスの利用促進に必要な施設の整備を支援	地方公共団体、民間事業者等	○木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、先進的かつモデル的な全国への波及効果の高い施設であること ○地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な活用のために必要な施設であること 等	○木質バイオマス供給施設整備 未利用木質資源の燃料製造・供給に向けた取組は1/3（※1）（※2） ○木質バイオマスエネルギー利用施設整備 未利用木質資源の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は1/3（※1） ※1「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合、補助率は1/2 ※2 FIT・FIP発電所への供給を主な目的とする取組の場合は、各種条件により補助率1/2、1/3、15%	80億円の内数												木質バイオマス供給施設及び木質バイオマスエネルギー利用施設の建屋等		建屋等の整備においては、原則として木造。ただし、法令による制限やコスト等の観点から困難である場合は、施設の構造の一部や内装等への木材利用を検討すること	木質バイオマスの利用推進に必要不可欠と認められる建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。		林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2297 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/ko-uzoukaizen/ko-oufukin2.html		
		森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（うち特用林産振興施設等整備）	地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援	森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体等	○受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上または目標値の伸び率以上であること ○特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合、5年以上の期間、地域の木材を年間おおむね100m3以上利用する協定等を締結すること 等	○生産・加工流通施設：1/2以内	80億円の内数													特用林産物生産施設等の建屋等		○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト、施設の機能等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	特用林産振興施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。		林野庁経営課 特用林産対策室 TEL：03-3502-8059 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/ko-uzoukaizen/ko-oufukin2.html	
4	農 林 水 産 省 （ 林 野 庁 ）	森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（うち木質バイオマス利用促進施設整備）	木質バイオマスの利用促進に必要な施設の整備を支援	地方公共団体、民間事業者等	○木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、先進的かつモデル的な全国への波及効果の高い施設であること ○地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な活用のために必要な施設であること 等	○木質バイオマス供給施設整備 未利用木質資源の燃料製造・供給に向けた取組は1/3（※1）（※2） ○木質バイオマスエネルギー利用施設整備 未利用木質資源の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は1/3（※1） ※1「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合、補助率は1/2 ※2 FIT・FIP発電所への供給を主な目的とする取組の場合は、各種条件により補助率1/2、1/3、15%	80億円の内数													木質バイオマス供給施設及び木質バイオマスエネルギー利用施設の建屋等		建屋等の整備においては、原則として木造。ただし、法令による制限やコスト等の観点から困難である場合は、施設の構造の一部や内装等への木材利用を検討すること	木質バイオマスの利用推進に必要不可欠と認められる建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。		林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2297 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/ko-uzoukaizen/ko-oufukin2.html	
		森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（うち特用林産振興施設等整備）	地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援	森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体等	○受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上または目標値の伸び率以上であること ○特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合、5年以上の期間、地域の木材を年間おおむね100m3以上利用する協定等を締結すること 等	○生産・加工流通施設：1/2以内	80億円の内数													特用林産物生産施設等の建屋等		○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト、施設の機能等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	特用林産振興施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。		林野庁経営課 特用林産対策室 TEL：03-3502-8059 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/ko-uzoukaizen/ko-oufukin2.html	
		森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（うち特用林産振興施設等整備）	地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援	森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体等	○受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上または目標値の伸び率以上であること ○特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合、5年以上の期間、地域の木材を年間おおむね100m3以上利用する協定等を締結すること 等	○生産・加工流通施設：1/2以内	80億円の内数														特用林産物生産施設等の建屋等		○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト、施設の機能等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	特用林産振興施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。		林野庁経営課 特用林産対策室 TEL：03-3502-8059 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/ko-uzoukaizen/ko-oufukin2.html
5	農 林 水 産 省 （ 林 野 庁 ）	森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（うち特用林産振興施設等整備）	地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援	森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体等	○受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上または目標値の伸び率以上であること ○特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合、5年以上の期間、地域の木材を年間おおむね100m3以上利用する協定等を締結すること 等	○生産・加工流通施設：1/2以内	80億円の内数													特用林産物生産施設等の建屋等		○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト、施設の機能等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	特用林産振興施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。		林野庁経営課 特用林産対策室 TEL：03-3502-8059 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/ko-uzoukaizen/ko-oufukin2.html	
		森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（うち特用林産振興施設等整備）	地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援	森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体等	○受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上または目標値の伸び率以上であること ○特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合、5年以上の期間、地域の木材を年間おおむね100m3以上利用する協定等を締結すること 等	○生産・加工流通施設：1/2以内	80億円の内数														特用林産物生産施設等の建屋等		○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト、施設の機能等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	特用林産振興施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。		林野庁経営課 特用林産対策室 TEL：03-3502-8059 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/ko-uzoukaizen/ko-oufukin2.html
		森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（うち特用林産振興施設等整備）	地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援	森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体等	○受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上または目標値の伸び率以上であること ○特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合、5年以上の期間、地域の木材を年間おおむね100m3以上利用する協定等を締結すること 等	○生産・加工流通施設：1/2以内	80億円の内数															特用林産物生産施設等の建屋等		○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト、施設の機能等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	特用林産振興施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。		林野庁経営課 特用林産対策室 TEL：03-3502-8059 各都道府県林務部局

整理 番号	所 管 省 庁	名 称	概 要	対 象、事 業 実 施 主 体	主 な 要 件	補 助 率・ 補 助 内 容	令 和 8 年 度 予 算 額 ・ 令 和 7 年 度 補 正 予 算 額	施設の用途																住宅	木材利用の位置づけ	留 意 事 項 等	公 募 情 報 等	建 築 物 木 材 利 用 促 進 協 定 ※ に 対 する 優 先 的 支 援	問 合 せ 先	関 連 ウ ェ ブ サ イ ト
								非住宅建築物																						
								公共建築物												民間 非 住 宅 建 築 物										
								こ ど も 園・幼 稚 園・保 育 所 学 校	老 人 福 祉 施 設	社 会 福 祉 施 設	病 院・医 療 施 設	公 民 館	社 会 教 育 施 設	庁 舎	消 防 署	警 察 署	駅・空 港	高 速 道 路 S A・道 の 駅												
＜施設整備への支援＞																														
6	農 林 水 産 省（林 野 庁）	燃油・資材の森林 由来資源への転換 等対策のうち特用 林産生産資材高騰 対策（うち省エネ ルギー化施設等整 備）	コスト低減等に取り 組むきの生産者に 対し、省エネ化等に 資する施設整備を支 援。	森林組合、農業 協同組合、林業 者等の組織する 団体等	○受益範囲において、当 該特用林産物の生産量等 の目標が原則として都道 府県の目標値の伸び率以 上であること ○施設の入替えにおい ては、従来の施設より燃油 使用量が15%以上縮減す ること又はエネルギー効 率が15%以上向上するこ と 等	○生産・加工流通施 設：1/2以内	14億円の内数 ※R7補正													特用林産物生産施 設等の建屋等		○建屋等の整備にあ たっては、法令の制 限やコスト、施設の 機能等の観点から、 木造であることが困 難な場合を除いて、 原則として木造 ○使用する木材は、 合法伐採木材である こと	特用林産振興施設等の 整備を支援するもので あるため、当該施設等 と一体的に整備する建 屋等については、支援 の対象		各都道府県の 林務部局にお 問い合わせく ださい。		林野庁経営課 特用林産対策 室 TEL：03- 3502-8059 各都道府県林 務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/R7hosei.html		
7	農 林 水 産 省（林 野 庁）	花粉の少ない森林 への転換促進緊急 総合対策のうちス ギ材需要拡大（う ち花粉症対策木材 活用加工流通施設 等の整備）	スギ材を一定量活用 する木材加工流通施 設等の整備や、需給 緩和への対応に資す る製品保管庫や原木 ヤード等の整備を支 援	森林組合、木材 関連事業者等の 組織する団体、 地域材を利用する 法人等	○スギ材を一定量（原木 消費量の50%以上）活用す る施設であること 等	1/2以内等	56億円の内数 ※R7補正												製材工場、集成材 工場等及び製品保 管倉庫等		○製品保管倉庫等の 整備にあたっては、 法令の制限やコスト 等の観点から、木造 であることが困難な 場合を除いて、原則 として木造（工場建 屋は木造に限る） ○製品保管倉庫等の 整備にあたっては、 構造耐力上主要な部 分に用いる製材品に ついては、JASの 格付けされたもの、 かつ、地域材を利用 すること	木材加工流通施設等の 整備を支援するもので あるため、当該施設等 と一体的に整備する製 品保管倉庫等について は、支援の対象		各都道府県の 林務部局にお 問い合わせく ださい。	○	林野庁木材産 業課 TEL：03- 6744-2292 各都道府県林 務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/R7hosei.html			
8	農 林 水 産 省（林 野 庁）	林業・木材産業国 際競争力強化総合 対策のうち 林業・木材産業の 生産基盤強化（う ち木材加工流通 施設等の整備）	合板・製材・集成材 工場等の大規模・高 効率化、低コスト 化、工場間連携や多 品目への転換や輸出 拡大に資する木材製 品の高付加価値化等 に向けた木材加工流 通施設等の整備を支 援	森林組合、木材 関連事業者等の 組織する団体、 地域材を利用する 法人等	○生産の大規模・高効率 化を図る木材加工流通施 設を整備する場合にあっ ては、受益範囲におい て、1日当たりの木材 （原木）処理量の現状値 に対する目標値の増加率 が2割以上であること。 ○低コスト化又は品目転 換を図る木材加工流通施 設を整備する場合にあっ ては、1人又は1時間当 たりの労働生産性の現状 値に対する目標値の増加 率が、公的機関等の統計 資料により算出した平均 増加率を上回ること。 等	1/2以内	450億円の内数 ※R7補正												製材工場、集成材 工場等及び製品保 管倉庫等		○製品保管倉庫等の 整備にあたっては、 法令の制限やコスト 等の観点から、木造 であることが困難な 場合を除いて、原則 として木造（工場建 屋は木造に限る） ○製品保管倉庫等の 整備にあたっては、 構造耐力上主要な部 分に用いる製材品に ついては、JASの 格付けされたもの、 かつ、地域材を利用 すること	木材加工流通施設等の 整備を支援するもので あるため、当該施設等 と一体的に整備する製 品保管倉庫等について は、支援の対象		各都道府県の 林務部局にお 問い合わせく ださい。		林野庁木材産 業課 TEL：03- 6744-2292 各都道府県林 務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/R7hosei.html			

整理 番号	所 管 省 庁	名 称	概 要	対象、事業実施 主体	主 な 要 件	補 助 率・ 補 助 内 容	令和8年度 予算額 ・ 令和7年度 補正予算額	施設の用途														住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用 促進協定 ※に対する優 先の支援	問 合 せ 先	関 連 ウ ェ ブ サ イ ト
								非住宅建築物																				
								公共建築物										民間 非住宅建 築物										
								こども園・幼稚園・保育所	学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署											
＜施設整備への支援＞																												
9	農 林 水 産 省 （ 畜 産 局 ）	強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ	高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組を支援。	都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社等	○受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上であること。 ○成果目標の基準を満たしていること。 等	1/2以内等	120億円の内数												○ （農業用の産地基幹施設）		○木材利用の有無は経営体の判断による ○家畜飼養管理施設のうち畜舎、フリーストール牛舎、ミルクキングバーラー、鶏舎については、500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分（柱、梁）について木材を利用することを原則とし、500㎡を超える施設についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする	当該事業は消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる家畜飼養管理施設等の産地の基幹施設の整備を支援することを趣旨としており、施設の木造化そのものを支援するものではない	各都道府県にお問い合わせください。	畜産局企画課 TEL：03-3501-1083	https://www.maff.go.jp/j/suisan/suisin/tuyoi/nougyou/t.tuti/R7/250107.html#R71218.tuyo			
10	農 林 水 産 省 （ 農 産 局 ）	共同利用施設の整備支援のうち強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ（生産技術高度化施設の整備））	高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組等の整備を支援	都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社等	○受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上であること。 ○成果目標の基準を満たしていること。 等	1/2以内等	120億円の内数												○ （低コスト耐粮性ハウス等の生産技術高度化施設） ※建築物かどうかの判断は建築主事による		資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定。以下同じ。）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする	当該事業は消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる低コスト耐粮性ハウス等の産地の基幹施設の整備を支援することを趣旨としており、施設の木造化そのものを支援するものではない	各都道府県にお問い合わせください。	農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 TEL：03-3593-6496	https://www.maff.go.jp/j/suisan/suisin/tuyoi/nougyou/t.tuti/R8/260407.html			
11	農 林 水 産 省 （ 農 産 局 ）	産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策（生産技術高度化施設の整備）	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な施設の整備等を支援	地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）」に参加する農業者、農業者団体等	○産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）において基準を満たした成果目標を定めること ○面積要件等を満たしていること 等	1/2以内等	80億円の内数 ※R7補正												○ （低コスト耐粮性ハウス等の生産技術高度化施設） ※建築物かどうかの判断は建築主事による		資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定。以下同じ。）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする	当該事業は今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、産地の収益力強化に向けた取組に必要な低コスト耐粮性ハウス等の施設の整備を支援することを趣旨としており、施設の木造化そのものを支援するものではない	各都道府県にお問い合わせください。	農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 TEL：03-3593-6496	https://www.maff.go.jp/j/suisan/suisin/tuyoi/nougyou/sanchipu.html			

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	令和8年度予算額・令和7年度補正予算額	施設の用途														住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
								非住宅建築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
								公共建築物										民間非住宅建築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
								こども園・幼稚園・保育所	学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署												駅・空港	高速道路SA・道の駅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
＜施設整備への支援＞																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
12	農林水産省（農産局）	新基本計画実装・農業構造転換支援事業（生産技術高度化施設の整備）	地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援	都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社等	○受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること ○面積要件等を満たしていること等	1/2以内等	217億円の内数（R8当初） 617億円の内数（R7補正）													○ （低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設） ※建築物かどうかの判断は建築主事による		資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定。以下同じ。）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする	当該事業は地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を進めるための取組が必要となる低コスト耐候性ハウス等の施設の整備を支援することを趣旨としており、施設の木造化そのものを支援するものではない		各都道府県にお問い合わせください。	農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 TEL：03-3593-6496	https://www.maff.go.jp/1/s-eisan/suisin/3-aihenshinigyou.html																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
13	農林水産省（農村振興局）		定住促進・交流対策型：農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援	計画主体：都道府県、市町村 事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者が組織する団体等	○活性化法に基づく活性化計画を策定 ○延べ床面積1,500㎡以上は補助対象外、施設の上限事業費は29万円/㎡	1/2等（国費上限額4億円）													○ （農林水産物加工・販売施設、農林漁業・農山漁村体験施設、飲食施設等）	○ （新規就農者等の定住用の滞在施設）	コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組むこと	個人財産への交付、施設の単純更新は不可	農林水産省HPに掲載		農林水産省地域整備課 TEL：03-3501-0814																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
14			産業支援型：多様な地域資源を活用し付加価値を創出する新たな取組が必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備を支援	事業実施主体：農林漁業者が組織する団体、中小企業者	①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要 ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画 ②農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画 ③都道府県若しくは市町村が策定する戦略	3/10、1/2以内（国費上限額原則1億円）												○ （農林水産物加工・販売施設等）			○個人財産への交付、施設の単純更新は不可 ○多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組による農林漁業者等の所得向上を目指すための事業であること		各都道府県にお問い合わせください。	農林水産省都市農村交流課 TEL：03-6744-2497																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
15			農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出整備事業）	農泊推進型：農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、飲食施設、体験・交流施設等の整備を支援	事業実施主体： ①市町村、地域協議会の中核となる法人等 ②地域協議会と農家民泊経営者等との連携体	市町村以外を事業実施主体とする場合は、事業実施主体となる団体等が農泊実施の中心的役割を担っていること等	①市町村・中核法人実施型 1/2以内（国費上限額2,500万円等） ②農家民泊経営者等実施型 1/2以内（国費上限額1,000万円等）	70億円の内数													○ （農林漁業・農山漁村体験施設、飲食施設等）	○ （農泊の推進に必要なもの）		○農泊の推進に必要な施設が対象 ○施設の単純更新は不可 ○対象施設が処分制限期間又は10年間のいずれか長い期間にわたり農泊の推進に活用される場合に限り、施設の所有者が市町村である場合には使用貸借契約又は賃貸借契約を、施設の所有者が市町村ではない場合には賃貸借契約を結ぶこと			農林水産省HPに掲載	農林水産省都市農村交流課 TEL：03-3502-5946																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
16			農福連携型：障害者等が作業に携わる農林水産物加工・販売施設等の整備を支援	事業実施主体：農林水産業を営む法人、社会福祉法人、民間企業等	障害者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者（障害者との組み合わせに限り、過半は障害者とする）または要介護認定された高齢者が、事業実施前から目標年度（事業着手後3年目）までに5名以上増加すること等	1/2以内（国費上限額1千万円等）													○ （農林水産物加工・販売施設等）			個人財産への交付、施設の単純更新は不可	農林水産省HPに掲載		農林水産省都市農村交流課 TEL：03-3502-0033																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				</

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和8年度予算額・令和7年度補正予算額	施設の用途																民間非住宅建築物	住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物																							
								公共建築物																							
								こども園・幼稚園・保育所	学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港													
＜施設整備への支援＞																															
17	農林水産省（水産庁）	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業及び海業推進事業	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備等に対し支援	地方公共団体、漁業協同組合等	各地域の浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていること等	交付率（1/2等）	18億円の内数																	○（漁業共同利用施設）		○施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。 ○作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する		都道府県を通じての交付金となっています。		水産庁防災漁村課 TEL：03-6744-2391	https://www.maff.go.jp/i/s/eisan/suisin/aihensinijyou.html
18	国土交通省	優良木造建築物等整備推進事業	炭素貯蔵効果が期待できる木造の中大規模木造建築物の普及に資する優良なプロジェクトに対して支援	地方公共団体、民間事業者等	○主要構造部に木材を一定以上使用すること ○建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること ○不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること ○ZEH・ZEB水準に適合すること ○木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされること ○伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされること <u>○大規模建築物（2,000㎡以上）の新築の場合、LCC02評価を実施すること（評価結果は国に報告）</u> 並 ※下線部は見直し事項 ※先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること	○【調査設計費】木造化に係る費用の1/2以内 ○【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内（ただし算出が困難な場合は建設工事費の7%以内） ○【補助限度額】2億円 ※先導的なプロジェクトの場合は、建設工事費及び上限を引上げ	308.6億円の内数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの（劇場、病院、ホテル、共同住宅、学校、児童福祉施設、美術館、百貨店、商業施設、展示場、事務所等）	○（共同住宅等）	主要構造部に木材を一定以上使用するものであること		評価事務局HPに掲載		国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 TEL：03-5253-8111	https://yuryo.mokuzou.mlit.go.jp/08/			

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和8年度予算額・令和7年度補正予算額	施設の用途													木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物											住宅							
								公共建築物									民間非住宅建築物									
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署		警察署		駅・空港						

＜施設整備への支援＞																																	
19	総務省	(地方財政措置) 地域活性化事業債 ※概要版なし		地方公共団体	全般的に地域木材を利用した施設の整備が対象	○充当率：起債対象経費の90%以内 ○交付税措置：地方債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地方財政法第5条第5号に規定する公共施設又は公用施設で、普通会計で整備するものが対象。								○地域木材を利用することが必要。具体的には以下のとおり ○新築又は増改築の場合 ・木造の建築物(同一建築物において木造部分と非木造部分が混在する場合は木造部分のみ)が対象 ・木造部分と非木造部分が混在する建築物で、木造部分と非木造部分を切り分けできない場合は、建築物全体で、木造の建築物と同程度に地域木材が利用されているものが対象。その際、床面積1㎡あたりの地域木材の利用量が0.18㎡以上であることが目安 ○改修の場合 ・内装の木質化が対象				総務省地域力創造グループ 地域振興室 TEL：03-5253-5534	
20	環境省	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（うちZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業、ライフサイクルカーボン削減型の先進的な新築ZEB支援事業）	建築物の新築・改修によるZEB化に資するシステム・設備機器等を支援	建築主等（地方公共団体、民間事業者・団体等）	○外皮性能基準（建築物省エネ法）への適合 ○設計一次エネルギー消費量の削減 ○エネルギー計測システムの導入 ○ZEB認証に係るBELS評価書の取得等	補助対象経費の2/3～1/6を支援 ほか	67億円の内数	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	△※注1	△※注1	○※注1	○※注1								○CLT等の新たな木質材料を一定量以上使用した場合に優先採択枠を設ける ○補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業について優先採択枠を設ける ○低炭素型の建材を使用する建築物について支援	※注1 建築物の用途により個別に判断。住宅、工場、倉庫等の用途は対象外	執行団体のHPに記載	○	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室/住宅・建築物脱炭素化事業推進室 TEL:0570-028-341	
21	環境省	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（うちZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業、ライフサイクルカーボン削減型の先進的な新築ZEB支援事業）	建築物の新築・改修によるZEB化に資するシステム・設備機器等を支援	建築主等（地方公共団体、民間事業者・団体等）	○外皮性能基準（建築物省エネ法）への適合 ○設計一次エネルギー消費量の削減 ○エネルギー計測システムの導入 ○ZEB認証に係るBELS評価書の取得等	補助対象経費の2/3～1/6を支援 ほか	48億円の内数 ※R7補正	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	△※注1	△※注1	○※注1	○※注1								○CLT等の新たな木質材料を一定量以上使用した場合に優先採択枠を設ける ○補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業について優先採択枠を設ける	※注1 建築物の用途により個別に判断。住宅、工場、倉庫等の用途は対象外	執行団体のHPに記載	○	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室/住宅・建築物脱炭素化事業推進室 TEL:0570-028-341	

7

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和8年度予算額・令和7年度補正予算額	施設の用途													住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物										民間非住宅建築物									
								公共建築物																			
								こども園・幼稚園・保育所	学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署										
＜施設整備への支援＞																											
22	環境省	住宅の脱炭素化促進事業（うち、戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業）	戸建住宅のZEH、ZEH+化、ZEH-Mの高断熱化による省エネ・省CO2化を支援	戸建住宅、集合住宅を新築する者	戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業 ①新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援 ②新築集合住宅のZEH-M化等支援	①ZEH、ZEH+への定額補助 ZEH：（１～３地域）55万円/戸、（４～８地域）45万円/戸 ZEH+：（１～４地域）90万円/戸、（５～８地域）80万円/戸 ②ZEH-Mへの定額補助 低層ZEH-M（３層以下）、中層ZEH-M（４、５層）：40万円/戸	80億円の内数														○	C L T等を一定量以上使用したZ E H、Z E H+、Z E H-Mについて別途補助		執行団体のHPに記載	○	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 TEL：0570-028-341	
23	経済産業省	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業	先進的な技術等の組み合わせによる民間の大規模建築物のZEB化の実証を支援	民生用建築物の建築主、所有者、ESCO事業者、リース事業者等	Z E B設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：10,000㎡以上、既存建築物：2,000㎡以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZ E B化、既存テナントビルのZ E B化を見据えた部分的な改修をするもの	補助対象経費の2/3、1/2、1/3以内	60億円の内数													○	C L T等の新たな木質材料を一定量以上使用した場合に優先採択予定	詳細につきましては、公募要領をご確認ください。	執行団体のHPに記載		一般社団法人環境共創イニシアチブ TEL：03-5565-4063	https://si.or.jp/zeb08/	
24	文部科学省	公立学校施設整備費負担金	公立の義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保するため、公立学校建物の施設整備に要する経費の一部を負担	地方公共団体等	○公立小中学校等における教室の不足を解消するための校舎の新増築 ○公立小中学校等を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新増築	原則1/2	623億円（R8当初予算案）の内数	○公立														①脱炭素社会の実現に資するため、補助単価において学校施設の内装木質化を標準化 ②地域材を活用して木造施設を整備する場合、補助単価を加算	各都道府県、各市町村の教育委員会へお問い合わせ下さい。		文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL：03-6734-2000	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm	

整理 番号	所 管 省 庁	名 称	概 要	対象、事業実施 主体	主 な 要 件	補 助 率・ 補 助 内 容	令和8年度 予算額 ・ 令和7年度 補正予算額	施設の用途																住宅	木材利用の位置づけ	留 意 事 項 等	公 募 情 報 等	建築物木材利 用促進協定 ※に対する優 先の支援	問 合 せ 先	関 連 ウ ェ ブ サ イ ト
								非住宅建築物																						
								公共建築物												民間 非住宅建 築物										
								こども園・幼稚園・保育所	学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅											
<施設整備への支援>																														
25	文 部 科 学 省	学校施設環境改善 交付金	学校施設の老朽化対策や耐震化をはじめとした環境整備を図り、経年劣化により安全性・機能性に支障のある老朽施設を改善するなど、設置者が行う公立学校施設整備に必要な経費を支援する	地方公共団体	○構造体の劣化対策を要する建築後40年以上経過した建物の長寿命化改良。 ○構造上危険な状態にある建物の改築等	原則1/3	54億円（R8当初予算案） 2,552億円（R7補正予算）の内数	○公立幼稚園																			①脱炭素社会の実現に資するため、補助単価において学校施設の内装木質化を標準化 ②地域材を活用して木造施設を整備する場合、補助単価を加算	各都道府県、各市町村の教育委員会へお問い合わせ下さい。	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL：03-6734-2000	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitum_u.htm
26	文 部 科 学 省	国立大学法人等施設整備費補助金	国立大学法人等が行う施設・設備の整備及び不動産の購入に要する経費に対して補助	国立大学法人 国立高等専門学校 大学共同利用機関法人	国立大学法人等が行う補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付	定額	364億円（R8当初予算案） 802億円（R7補正予算）の内数	○国立大学附属こども園、幼稚園				○国立大学附属病院																文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部計画課 TEL：03-6734-2300		
27	文 部 科 学 省	私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（①私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費）、②私立高等学校等施設高機能化整備費）	私立大学等の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的として、私立大学等の施設の整備等に係る経費の一部を補助	学校法人等	文部科学省の「私立大学等経常経費補助金」において、前年度及び当該年度に、不交付又は減額の措置を受けていないこと及び受ける可能性がないこと 等	①1/2以内等 ②1/3以内等	38億円（R8当初予算案） 113億円（R7補正予算）の内数	○私立																		①大学等（大学・短期大学・高等専門学校） 文部科学省高等教育局私学助成課 TEL：03-5253-4111（内線2774） ②高等学校等（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）の区分毎に事業が分かれている	（大学等・高等学校等） https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/02/015.htm （専修学校） https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/03/001.htm （専修学校） 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室 TEL：03-5253-4111（内線3280） https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/mai_n11_a1.htm			
28	文 部 科 学 省	私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）	幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園の新設及び増築等に係る経費の一部を補助	学校法人	新築及び増築の場合、交付決定年度中に設置認可がなされ、交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から幼稚園を開設すること 等	1/3以内 （倒壊等の危険性が高い（18歳0.3未満）施設の耐震補強工事は1/2以内）	4.4億円（R8年度予算案） 20億円（R7年度補正予算）の内数	○私立幼稚園																			各都道府県の私立学校主管課へお問い合わせ下さい。	文部科学省初等中等教育局幼児教育課 TEL：03-6734-2716		

10

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和8年度予算額・令和7年度補正予算額	施設の用途														住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物																				
								公共建築物										民間非住宅建築物										
								こども園・幼稚園・保育所	学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署				駅・空港							
<施設整備への支援>																												
33	こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する	市区町村	市区町村が策定する整備計画に基づいて整備されるものであること等	国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4等	230億円の内数			○就学前教育・保育施設																各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	こども家庭庁 成育局保育政策課 TEL：03-6858-0043 こども家庭庁 成育局参事官（事業調整担当）付施設等業務調整担当室 TEL：03-6863-0286	
34	こども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策を推進することを目的に、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づき、児童福祉施設等を設置する経費に充てるための交付金	都道府県 社会福祉法人等	都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づいて整備されるものであること等	定額（1/2相当、児童館は原則1/3相当）	67億円の内数				○児童福祉施設等															各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	こども家庭庁 成育局参事官（事業調整担当）付施設等業務調整担当室 TEL：03-6863-0286	
35	こども家庭庁	子ども・子育て支援施設整備交付金	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブや病児保育事業を実施するための施設を整備する経費に充てるための交付金	市町村	市町村が策定する事業計画に基づいて整備されるものであること等	①市町村が整備を行う場合 ②市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 (1)放課後児童クラブ整備費 ①国：1/3都道府県、市町村：各1/3 ②国：2/9都道府県、市町村：各2/9社会福祉法人等：1/3 等 (2)病児保育施設整備費 ①国：1/3 都道府県、市町村：各1/3 ②国：3/10 都道府県、市町村：各3/10 社会福祉法人等：1/10	67億円の内数				○放課後児童クラブ・病児保育施設															各市町村の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	こども家庭庁 成育局参事官（事業調整担当）付施設等業務調整担当室 TEL：03-6863-0286	

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和8年度 予算額 令和7年度 補正予算額	施設の用途														住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
								非住宅建築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
								公共建築物										民間非住宅建築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
								こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港												高速道路SA・道の駅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
学校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				</

<施設整備への支援>

整理 番号	所 管 省 庁	名 称	概 要	対象、事業実施 主体	主 な 要件	補助率・ 補助内容	令和8年度 予算額 ・ 令和7年度 補正予算額	施設の用途														住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利 用促進協定 ※に対する優 先的支援	問合せ先	関連 ウェブサイト
								非住宅建築物																				
								公共建築物												民間 非住宅建 築物								
								こども園・幼稚園・保育所	学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅									

<施設整備を促進するための支援>

40	農林水産省（林野庁）	建築用木材供給・利用強化対策のうちJAS構造材・CLT等による木造化総合対策事業（うち先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証）	協議会方式による一般流通材やCLTを活用した建築物の設計・建築実証の取組を支援	民間事業者等	一般流通材やCLTを活用した先駆性又は普及性のある建築物の設計・建築等の実証であること等	協議会運営費等（定額）や設計費・建築費（3/10以内、特に普及性や先駆性の高いものは1/2以内）への助成	11億円の内数	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅（分譲・個人住宅は対象外）	一般流通材やCLTを活用した建築物の実証であること等	○同一の対象で、他の国からの補助や助成を原則併用することはできない ○「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載。 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	（公財）日本住宅・木材技術センターHPに掲載 事業公募期間：令和8年6月22日～7月27日13時 （CLT）二次募集令和8年7月13日～8月10日13時	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2294	https://www.howtec.or.jp/publics/index/481/ （CLT） https://www.howtec.or.jp/publics/index/488/	
41	農林水産省（林野庁）	花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうちスギ材の需要拡大（うち花粉症対策木材利用促進）	中小工務店等の事業者に対して、住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用を図るための取組を支援	民間事業者等	スギJAS構造材等を利用した建築を行うこと	住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用を図るための取組に係る経費への助成	56億円の内数 ※R7補正												○	花粉症対策として住宅分野においてスギJAS構造材等の利用を図るための取組を行うこと		（一社）全国木材組合連合会HPに掲載 登録申請期間：令和8年6月8日～6月26日17時		林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2295	https://sugi-kafun.jp/		
42	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち木材製品の消費拡大対策（うちCLT建築実証支援事業のうちCLT建築実証事業）	協議会方式によるCLT建築物の設計・建築実証の取組を支援	民間事業者等	先駆性・普及性のあるCLTを活用した建築物の設計・建築等の実証であること	協議会運営費等（定額）や設計費・建築費（3/10以内、特に普及性や先駆性の高いものは1/2以内）への助成	450億円の内数 ※R7補正	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅（分譲・個人住宅は対象外）	CLTを活用した建築物の実証であること	○同一の対象で、他の国からの補助や助成を原則併用することはできない。 ○「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載。 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する。	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2294	https://cltjiss-hou.org/	
43	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち木材製品の消費拡大対策（うち中高層等JAS構造材実証支援事業）	JAS構造材を活用した建築実証を支援	民間事業者等	JAS構造材活用宣言を登録した者であること	JAS構造材の調達に要する経費の一部を支援	450億円の内数 ※R7補正	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅及び4階以上の戸建住宅	JAS構造材を使用する実証であること	○同一の対象で、他の国や地方公共団体等からの補助や助成を原則併用することはできない。 ○「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載。 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	（一社）全国木材組合連合会HPに掲載 事業申請期間：令和8年5月25日～6月19日 二次公募期間：令和8年7月21日～8月7日17時	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-0583	https://www.jas-kouzouzai.jp/	

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和8年度予算額・令和7年度補正予算額	施設の用途													住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
								非住宅建築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
								公共建築物										民間非住宅建築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
								こども園・幼稚園・保育所	学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署											駅・空港	高速道路SA・道の駅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
<施設整備を促進するための支援>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
44	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業国際競争力強化対策のうち木材製品の消費拡大対策のうち（外構部等の木質化対策支援）	建築物の外構部等について、木質化を実証的に行う場合に支援	民間事業者等	これまで木材があまり使われていない建築物の外構部等について、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行うものであること	木材の調達費等の一部を支援	450億円の内数※R7補正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

木造公共建築物等の整備

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・内装木質化に対し支援します。

補助対象：公共建築物の木造化・内装木質化

補助率：定額（1／2以内等）

▶木造化：次に該当するものは建築工事費の1/2以内

- CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
 - 耐火建築物又は三階建て以上の準耐火建築物
 - 被災施設等の再整備 等
- 上記以外のものについては、建築工事費の15%以内

▶内装木質化：木質化事業費の1/2以内

ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと

※ 建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。

事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等

事業期間：2カ年度以内

※ただし、交付決定は単年度

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《対象施設例》

【教育・学習関係施設】

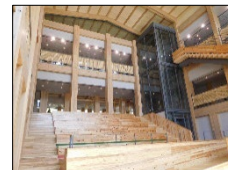
- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設

【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係施設】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
- （物販施設は対象外）



【主な要件】

木材利用の波及効果・展示効果の発揮

1,000人/年以上の不特定多数の利用者が見込まれる非営利目的の施設であり、延べ床面積が300㎡以上であること。

木造化：原則、地域材0.18m³/m²以上であること。

内装木質化：木質化面積が合計300㎡以上かつ地域材50%以上であること。

対象施設の耐用年数の残存期間が10年以上あること。

事業実施主体及び都道府県は、木材利用による炭素貯蔵量等について、事業完了の翌年度6月末までにホームページへの掲載等により公表を行うこと。

合法性確認木材等の利用促進

クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用すること。

JAS製材品使用の促進

木造化は、原則、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」の規定に基づき認定されたものを使用すること。

【主な優先支援】

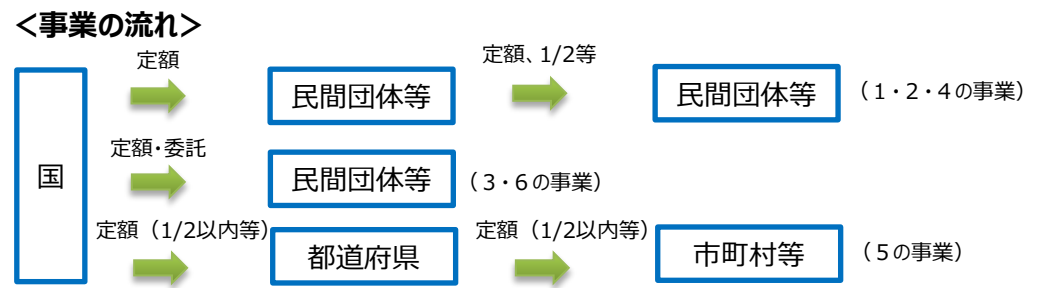
- 都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援。
- 木造化における地域材の計画的な調達の推進のため、材工分離発注方式は優先的に支援。

＜対策のポイント＞
海外の需給変動の影響を受けにくくするため、非住宅分野等における消費拡大、木材製品の国際競争力強化に向けた中高層建築等におけるJAS構造材の利用実証やCLTを活用した建築物の実証、木材利用による温室効果ガス（GHG）排出削減効果の「見える」化の促進、外構部等の木質化の実証、木造公共建築物等の整備等を支援します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 中高層等JAS構造材実証支援
JAS構造材を用いた中高層建築等の実証的な取組を支援するとともに、JAS構造材の安定供給に向けた体制整備等の取組を支援します。
2. CLT建築実証支援
CLTを活用した建築の設計・施工に係る実証的な取組を支援します。また、CLT等の木質建築部材に関する工法の低コスト化や技術の普及等を支援します。
3. 建築物LCA・改正SHK制度による木材利用促進に向けた環境整備
木材利用による温室効果ガス（GHG）排出削減効果の「見える化」に向けた、建築物LCA制度化に対応する木材製品の排出原単位の整備への支援や、改正SHK制度（R8.4施行）に対応した炭素蓄積量の算定に係るガイダンス整備等を実施します。
4. 外構部等の木質化対策支援
建築物の外構部等について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる実証的な取組を支援します。
5. 木造公共建築物等の整備
非住宅建築物への更なる木材需要を喚起するため、公共建築物の木造化・内装木質化を支援します。
6. 木材産業における外国人材の受入れ強化支援
特定技能・育成就労による外国人材の受入れ・呼び込み体制を強化するため、国内外での説明会・相談会の開催や、スキルアップのための学習用教材の作成を支援します。



木材製品の消費拡大対策

木4ビル
(イメージ)

JAS構造材を用いた
中高層建築等の実証

CLTを活用した設計・建築等の実証、技術開発

排出原単位 1m²当たりの製品製造に係る排出量 [t-CO₂e/m³]

GHG + GHG + GHG

原材料の調達 工場へ輸送 製造

木材製品の排出原単位の整備

木造公共建築物等の整備

木材の新たな需要先として見込まれる
木製塀等の普及

外国人材の受入れ強化

先進的な林業機械等の導入（拡充）

令和8年度予算額 7,994,961千円（前年度7,033,014千円）の内数

<対策のポイント>

- 1 森林整備の効率的かつ円滑な実施、林業生産の担い手の育成及び林業生産コストの低減を図るために必要な**先進的な林業機械等の購入を支援**
- 2 効率的かつ安定的な林業経営を継続的に行うために必要な**先進的な林業機械等のリースやICT生産管理ソフト等の導入を支援**

<事業内容>

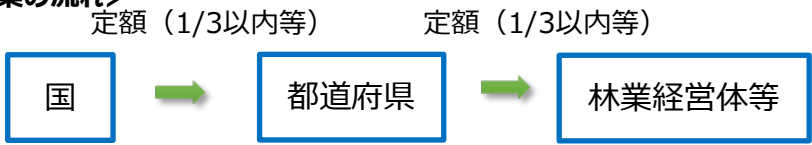
1 先進的な林業機械等の整備

- ・ 事業内容
 - (1) 林業機械作業システム整備（購入補助）
 - (2) 効率化施設整備**
 - (3) 活動拠点施設整備
- ・ 事業実施主体
 - 都道府県、市町村、選定経営体、新たに造林事業を開始する者 等
- ・ 補助率
 - (1) の事業：定額（1/2、4/10、1/3、1/4以内）
 - (2)、(3) の事業 **定額（1/2以内）**

2 林業経営体育成対策（林業機械リース等支援）

- ・ 事業内容：
 - (1) 林業機械のリース支援
 - (2) ICT生産管理ソフト等の導入支援
- ・ 事業実施主体
 - 都道府県、市町村、選定経営体、新たに造林事業を開始する者 等
- ・ 補助率
 - (1) の事業：定額（1/2、4/10、1/3、1/4以内）
 - (2) の事業：定額（1/2以内）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

先進的な林業機械等の導入支援

素材生産型		【伐採、造材】 遠隔操作伐倒機械 ハーベスタ 等
		【集材、運搬】 架線式グラップル フォワード 等
造林保育型		【地拵え、植付】 遠隔操作下刈り作業車 資材運搬ドローン 等
		

ICT生産管理ソフト等の導入支援




日報管理ソフト
木材検収ソフト 等



林業生産の担い手の育成及び林業生産コストの低減を図る

【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8055）

木質バイオマス利用促進施設整備

<対策のポイント>

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組や、地域の関係者の連携の下、森林資源を熱利用や熱電併給により地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築等を支援します。

■ 未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組は、
補助率1/2（枝葉・短尺材を活用する取組は優先採択）

■ 木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源※¹の燃料製造・供給に向けた取組は、
補助率1/3
ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、
又は、地域活用要件※²に合致するFIT・FIP発電所への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組の場合には、
補助率1/2
また、地域活用要件※²に合致しないFIT・FIP発電施設※⁴への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組でない場合には、
補助率15%

■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

未利用木質資源※¹の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は
補助率1/3※⁵
ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、
又は政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組である場合には、
補助率1/2

<補助対象>

■ 未利用間伐材等活用機材整備

- 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備
 - ・ 移動式チップパー
 - ・ 林地残材収集運搬車 等



■ 木質バイオマス供給施設整備

- 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備
 - ・ 木質燃料製造施設
 - ・ 乾燥施設
 - ・ 貯木場 等



■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

- 未利用木質資源を熱利用・熱電併給するために必要な施設の整備
 - ・ 木質資源利用ボイラー
 - ・ 熱利用配管
 - ・ 燃料貯蔵庫 等



事業実施主体： 地方公共団体、民間事業者等

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

- ※ 1 地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの
- ※ 2 FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの
- ※ 3 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合
- ※ 4 出力 1 万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外
- ※ 5 FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2297）

特用林産振興施設等の整備（継続）

令和8年度予算額 7,994,961千円（前年度7,033,014千円）の内数

<対策のポイント>

地域経済で重要な役割を果たす**特用林産物の生産基盤の整備**を支援するとともに、**生産・加工流通の施設整備**を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 特用林産物生産基盤整備

伝統工芸品の原料としても重要な特用樹林（コウゾ・ミツマタ・漆等）などの造成、山菜等の発生環境整備、ほだ場造成等を支援します。

2. 特用林産物生産・加工流通施設整備

特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。

生産基盤整備



漆林の造成



ほだ場の造成（しいたけ）

生産・加工流通施設整備



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

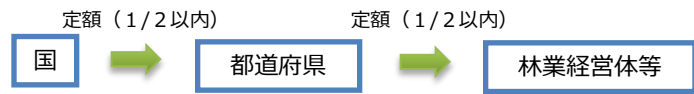


林内作業車の導入

<事業実施主体>

森林組合、農事組合法人、きのこ原木等生産者等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8059）

燃油・資材の森林由来資源への転換等対策のうち 特用林産生産資材高騰対策

令和7年度補正予算額 1,410,000千円の内数

<対策のポイント>

きのこ生産について、**燃油・電気代の高止まり**に加え、**種駒、原木、おが粉をはじめ菌床製造資材の価格高騰等**、生産資材の安定的・効率的な調達が困難な状況となっています。このため、**コスト低減等に取り組むきのこ生産者等に対し、省エネ化や生産性向上に向けた施設整備、次期生産に必要な生産資材の導入費の一部を支援**し、資材価格や燃油・電気代の影響を受けにくい経営構造に向けた体質強化を促進します。

<政策目標>

きのこ類の生産量（43万トン〔令和5年〕→ 47万トン〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 省エネルギー化施設等整備支援

木質資源利用ボイラーやヒートポンプ等省エネ機器※の導入等、省エネ化や生産性向上に向けた施設整備を支援します。

※ きのこ生産者等の省エネ機器（木質資源利用ボイラー等）への入れ替え支援について、省エネ性能の向上を要件とする。

省エネルギー化施設等整備支援



木質資源利用ボイラー



ヒートポンプ

木質資源利用ボイラーやヒートポンプ等省エネ機器の導入などコスト低減等に向けた施設整備を支援

2. 生産資材導入支援

コスト低減等に取り組むきのこ生産者に対し、価格上昇する種駒、原木、おが粉等次期生産に必要な生産資材の導入費の一部を支援※し、体質強化を促進します。

※ 生産資材（原木、種駒、菌床、種菌、おが粉、栄養体等）の価格上昇分の1/2相当を補助（経営費に占める電気代の割合が15%以上の場合、7/10相当まで引き上げ）

※ コスト低減及び原料の国産化に向けた取組の実施が要件

生産資材導入支援



原木



おが粉



菌床

次期生産に必要な原木、おが粉等生産資材の導入費の一部を支援

<事業の流れ>

定額（1/2以内）、
定額（1/2相当、7/10相当）

定額（1/2以内）、
定額（1/2相当、7/10相当）



【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8059）

花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうちスギ材の需要拡大のうち 花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備

<対策のポイント>

需要拡大に向け、木材加工流通施設における加工機械の導入や、ストック機能強化のための製品保管庫や原木ストックヤードの整備等を支援します。

■ 事業内容

スギ材の利用拡大に向け、集成材等の製品を効率的かつ安定的に生産・供給できる木材加工流通施設における加工機械の導入等を支援します。また、スギ材の増産等による需給緩和に備え、ストック機能強化のための製品保管庫や原木ストックヤードの整備等を支援します。

□ 補助率 1/2 以内

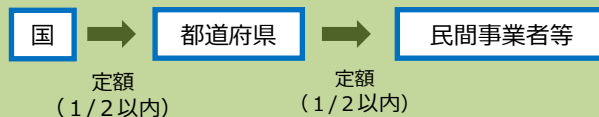
□ 主な要件

- ✓ スギ等を加工する施設であること。
- ✓ 地域材利用量を一定程度増加させること。
- ✓ 素材生産者と木材安定供給協定を締結していること 等

□ 事業実施主体

- ✓ 市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人 等

<事業の流れ>



支援できる主な機械



原木選別機



製材機械



木材乾燥機



ストックヤード

＜対策のポイント＞

木材産業の体質強化に向けて、**木材加工流通施設等の整備を支援**します。その際、深刻な人手不足への対応や米国の関税措置への対応に資する施設整備へ支援するとともに、**リース等についても支援を実施**します。

■ 事業内容

製材・集成材・合板等の木材加工機械や乾燥機その他、原木選別機やストックード等の流通施設の整備を支援します。

□ 補助率 1/2 以内

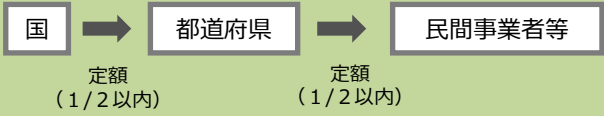
□ 主要要件

- ✓ 地域材利用量の増加率が一定以上であること、もしくは、**労働生産性（省力化）や付加価値率（高付加価値）を一定程度向上**させること（※地域材利用量の増加量によらない）
- ✓ 素材生産者と木材安定供給協定を締結していること等

□ 事業実施主体

- ✓ 市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人 等

＜事業の流れ＞



令和7年度補正から新たに措置

課題 事業費等の高騰への対策

- ✓ 新品機械を導入しようとしても、機械費の高騰や納入等が短期間で行えないことがネックとなっている。

対応 リース等への支援拡大

- 新品のみならず、リース機器や中古機器を用いた施設整備に対しても支援

支援できる主な機械



原木選別機



製材機械



木材乾燥機



自動棧積機



グレーディングマシン



耳すり機

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援します。また、産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。

<事業目標>

- 業務用野菜の国産切替量（32万t〔令和12年まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%〔2030年度まで〕）等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料システムを構築するため、実需者とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設の再編等を支援します。

② 重点政策の推進

国産農産物の輸出拡大、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設の整備等を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。



<事業の流れ>

定額、1/2以内

国

交付（定額）

都道府県

1/2以内等

市町村

1/2以内等

農業者の組織
する団体等

（1の事業の一部）

（1の事業の一部、
2、3の事業）

【お問い合わせ先】

（1、2の事業） 農産局総務課生産推進室

（03-3502-5945）

（3の事業） 新事業食品産業部食品流通課

（03-6744-2059）

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等**を支援します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**
園芸作物等について、**需要の変化に対応した優良品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。

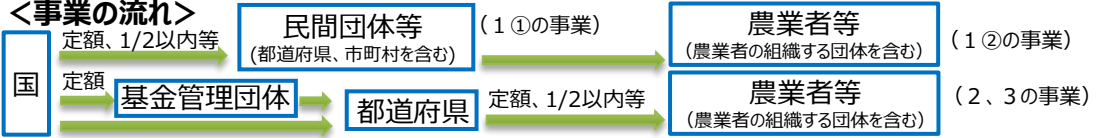
2. 収益性向上対策

- 収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

<事業の流れ>



※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
- 老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得	産地の収益性の向上
新たな生産・供給体制 - 拠点事業者の貯蔵・加工施設 - 供給調整・流通効率化に向けた施設・機械 - 果樹・茶の改植や省力樹形導入	収益力強化への計画的な取組 - 農業機械のリース導入・取得 - ヒートポンプ等のリース導入・取得 - 生産資材の導入 - 特別枠の設定 ・スマート農業推進枠 ・施設園芸エネルギー転換枠 ・持続的畑作確立枠 ・土地利用型作物種子枠 - 推進枠の設定 ・中山間地域の体制整備
継承ハウス、園地の再整備・改修	生産基盤の強化 堆肥等を活用した土づくり

【お問い合わせ先】
(1 ①、2 の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
(1 ②の事業) 果樹・茶グループ (03-3502-5957)
(3 ①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
(3 ②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

令和8年度予算額 21,739百万円（前年度 8,000百万円）〔令和7年度補正予算額 61,683百万円〕

＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業の構造転換をしていくため、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

＜事業目標＞

共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を拡大

＜事業の内容＞

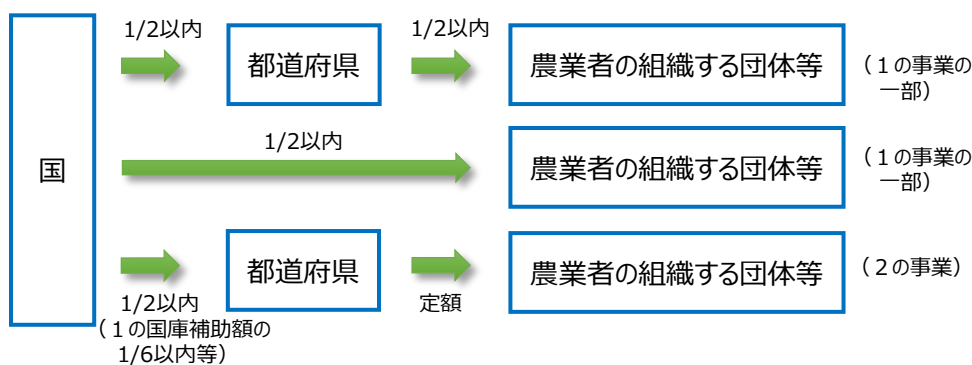
1. 共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。

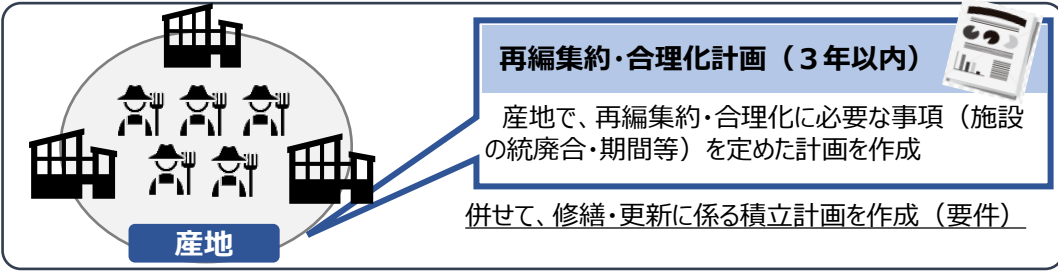
2. 再編集約・合理化の更なる加速化

1の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県等が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。

＜事業の流れ＞

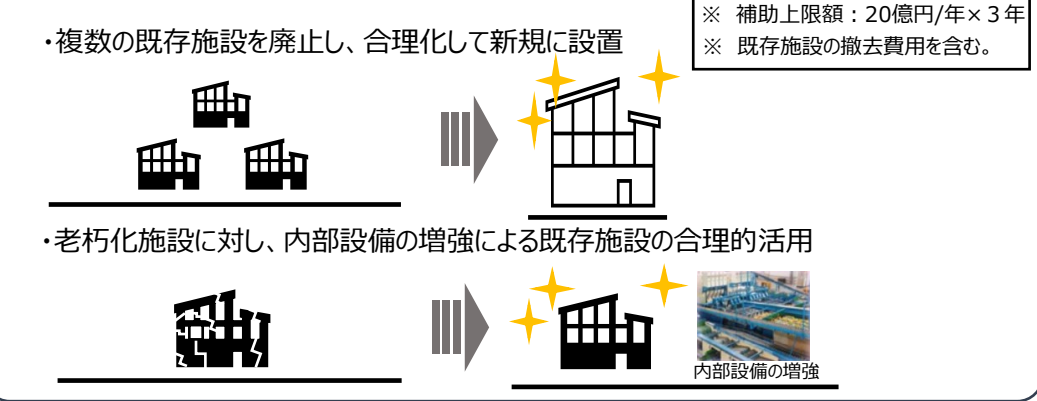


＜事業イメージ＞



同計画に基づく取組の支援、更なる加速化

＜再編集約・合理化のイメージ＞



農業の構造転換を実現

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出整備事業
（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

令和8年度予算額

7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

整理番号13、14

＜対策のポイント＞

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる**農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を支援します。

＜事業目標＞

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（130人〔令和11年度まで〕）
- 地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：1/2等（上限4億円）】

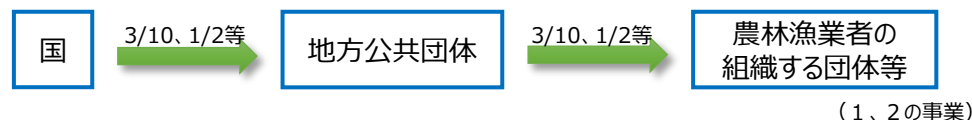
2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な**農林水産物加工・販売施設等の整備**に対して支援します。

【事業期間：1年、交付率：3/10等（上限1億円等）】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、**既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

- ※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要
- ① 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
- ② 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
- ③ 都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】

(1の事業) 農村振興局地域整備課

(03-3501-0814)

(2の事業) 都市農村交流課

(03-6744-2497)

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）

整理番号15

令和8年度予算額 7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

＜対策のポイント＞

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備**、食や景観の**観光コンテンツ**としての磨き上げ、国内外への**プロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。また、**農泊を実施した地域が輸出産地等と連携**し、我が国の食文化への関心を有する**インバウンド**による**食関連消費の拡大**を目指して「食」に特化した高付加価値なコンテンツを造成する取組等を支援します。

＜事業目標＞

- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（1,200万人〔令和11年度まで〕）
- 農泊地域における宿泊等の売上額（2,200億円〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業【交付率：定額】

ア 農泊地域創出：農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの造成**、**Wi-Fi等の環境整備**等を支援します。【事業期間：上限2年、上限1,000万円（年標準額：500万円）】

〔アの取組を実施した農泊地域に対して、更なる高付加価値化のため、以下を支援〕

イ 農泊地域経営強化：単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【事業期間：上限2年、上限500万円（年標準額：250万円）】

ウ **インバウンド食関連消費拡大**：輸出産地等との連携による「食」に特化した高付加価値コンテンツの造成等を支援します。【事業期間：上限3年、上限1,500万円（年標準額：500万円）】

② 人材活用事業【事業期間：①に準ずる、交付率：定額（研修生：上限250万円/年、専門家：上限650万円/年）】

③ 広域ネットワーク推進事業【事業期間：1年、交付率：定額（上限250万円等）】

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**ニーズ調査**等を支援します。

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な**古民家等**を活用した**滞在施設**、**飲食施設**、**体験・交流施設等**の整備を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間）】

＜遊休資産の改修、避難所等としての活用、**複数施設**（そのうち少なくとも1つは1①ウに不可欠な施設）の整備を実施する場合、上限額引上げ＞

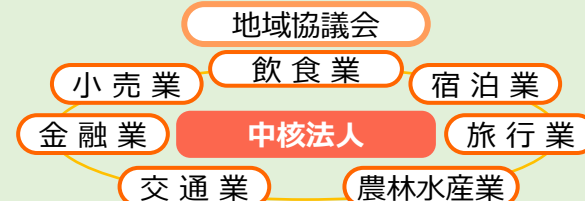
② **農家民泊等**における**小規模な改修**を支援します。

【事業期間：1年、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

＜農家民宿への転換、避難所等としての活用を実施する場合、上限額引上げ＞

＜事業イメージ＞

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援

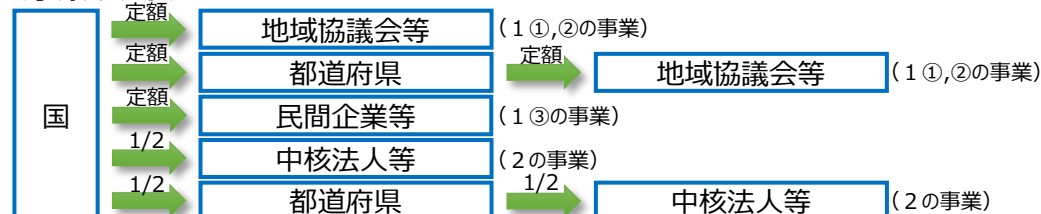


地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成



食の高付加価値化に不可欠な内装・遊休資産を活用した施設の整備

＜事業の流れ＞



※下線部は拡充事項

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

整理番号16

令和8年度予算額 7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術の習得**、農業分野への就業を希望する障害者等に農業体験を提供する**ユニバーサル農園の開設**、**農福連携を地域で広げるための取組**、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた取組**、**都道府県による専門人材育成の取組等**を支援します。

<事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

ア 農福連携の取組

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、**作業工程のマニュアル化**、**ユニバーサル農園の開設**、移動式トイレの導入等を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限300万円（年標準額150万円）、整備事業を経営支援で取り組む場合は上限600万円（年標準額300万円）、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度において40万円加算可能）】

イ 地域協議会の設立及び体制整備（構成員に市町村を含むこと）

地域協議会による**農福連携を地域で広げるための取組**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限600万円（年標準額300万円））】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な展開に向けた取組**、農福連携の定着に向けた**専門人材の育成の取組等**を支援します。

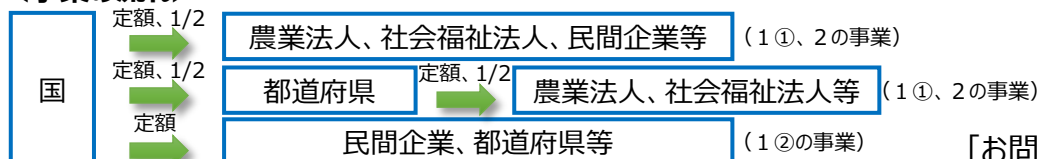
【事業期間：1年、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設のほか、**ユニバーサル農園施設**、安全・衛生面に係る**附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限：高度経営1,000万円、簡易整備200万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修 養殖籠補修技術の習得 ユニバーサル農園の開設 地域協議会の設立及び体制整備

地域協議会

市町村

農業経営体

社会福祉事業者等

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



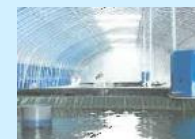
普及啓発

専門人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設(水耕栽培ハウス)



養殖施設



処理加工施設



園地、園路整備



休憩所、トイレの整備

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)

<対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進、災害時の迅速な施設復旧等の取組を支援**します。

<事業目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

<事業の内容>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用、働き方・就労環境改善への取組等**を支援します。

2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、種苗生産施設や養殖関連施設の整備、プラン策定地域における密漁防止対策、災害時の迅速な施設復旧等**を支援します。

3. 海業推進事業

海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、**漁港漁村の就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備、災害時の迅速な施設復旧**を支援します。

<事業イメージ>

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設

<ソフト事業>

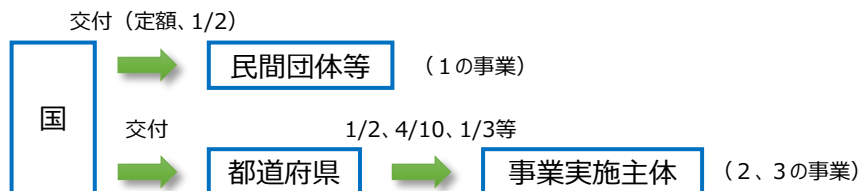
- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止等を支援

3. 海業推進事業

<ハード事業>

- ・漁港漁村の就労環境改善・強靱化、海業推進等に必要な整備を支援

<事業の流れ>



2050年カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

● 補助対象事業者

民間事業者等

● 補助率・補助限度額

【調査設計費】木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内

(ただし算出が困難な場合は建設工事費の7%以内)

【補助限度額】合計2億円

※先導的なプロジェクトの場合は、建設工事費及び上限を引上げ

● 補助要件

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
- ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
- ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること
- ④ ZEH・ZEB水準に適合すること
- ⑤ 木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされること
- ⑥ 伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされること
- ⑦ 大規模建築物(2,000㎡以上)の新築の場合、LCCO₂評価を実施すること(評価結果は国に報告) 等

※ 下線部は見直し事項

※ 先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること

【補助対象イメージ】



地上9階建て混構造事務所

【出典】熊谷組HP



建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。

1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定や、低炭素型建材の活用を行う事業について支援する。

※ ライフサイクルカーボン：建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

2. 事業内容

① ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業

建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定する事業を支援する。

◆ 補助要件：ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること 等

◆ 補助対象経費：ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用 等※3

② 低炭素型建材活用新築ZEB支援事業

①に加え、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用する建築物について支援する。

◆ 補助要件：①に加え低炭素型の建材を導入すること 等

◆ 補助対象経費：①に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用

③ ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

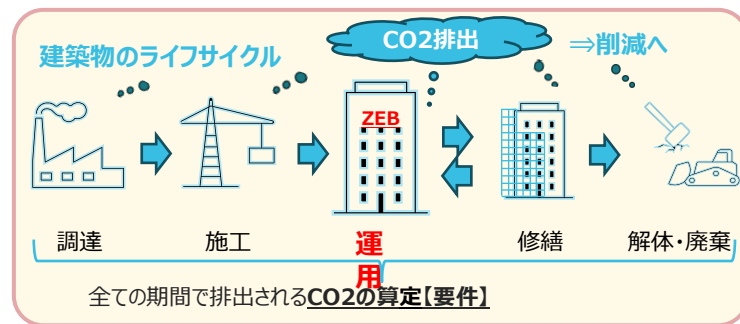
3. 事業スキーム

■ 事業形態：①②間接補助事業（55%～21%（上限5億円））③委託事業

■ 補助対象及び委託先：地方公共団体※4、民間事業者、団体等※5

■ 実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率（％）	
	事務所等以外 ※ 1	事務所等 ※ 2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。

※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。

※4 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。

※5 ①②について、延べ面積が10,000㎡以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。



戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

① 新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援

1) ZEH、ZEH+への定額補助*

ZEH : (1～3地域) 55万円/戸、(4～8地域) 45万円/戸

ZEH+ : (1～4地域) 90万円/戸、(5～8地域) 80万円/戸

2) 上記に加え、蓄電システム*、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

② 新築集合住宅のZEH-M化等支援

1) 低層ZEH-M（3層以下）*、中層ZEH-M（4、5層）*への定額補助：40万円/戸※1

2) 高層ZEH-Mは過去に採択した複数年度の案件の実施分の定率補助（1/3）

3) 上記に加え、蓄電システム※2、*、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

※1 LCCO2の算定を行った場合：50万円/戸

※2 水害等災害時の電源確保に配慮した蓄電システムを導入する場合は、一定の優遇措置あり

* 高度エネルギーマネジメント（HEMS）、蓄電システム、太陽光発電設備等においてIP通信を用いる製品を使用する場合は、JC-STAR★1以上の適合ラベルを取得した製品の使用を必須要件とする可能性があります

③ 既存住宅のZEH化改修促進支援

1) 既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者に対して、改修に要する費用の3分の1相当を定額補助（上限250万円/戸）

2) 既存住宅の省エネ診断を行う者に対して定率補助（1/3）

3. 事業スキーム

■ 事業形態：間接補助事業

■ 補助対象：住宅取得者等

■ 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 補助対象の例

【補助対象住宅の省エネ性能等】

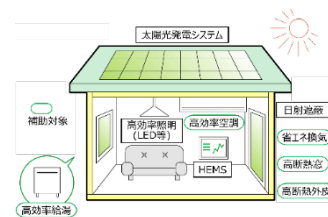
		戸建住宅		集合住宅（ZEH-M）		
		ZEH+※3	ZEH※3	低層	中層	高層
外皮基準		断熱等性能等級6	断熱等性能等級5			
一次エネルギー消費量削減率	省エネのみ	30%以上	20%以上			
	再エネ等含む	100%以上※4	100%以上※4,5	75%以上	50%以上	—

※3 ①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、②高度エネルギーマネジメントの要素のうち1つ以上を満たす

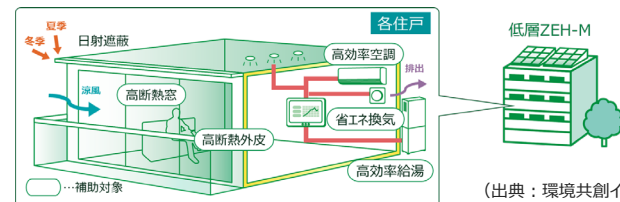
※4 寒冷地、低日射、多雪地域は、再エネ含む一次エネルギー消費量削減率75%以上

※5 都市部狭小地等、多雪地域は、要件としない

①、③ZEHの例



②低層ZEH-Mの例



（出典：環境共創イニシアチブ）

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

令和8年度予算 60億円（新規）

事業目的・概要

事業目的

「第7次エネルギー基本計画」において、「住宅・建築物は一度建築されると長期ストックとなる性質上、速やかに省エネルギー性能の向上を進める」とされており、「2050年にストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、これに至る2030年度以降に新築される住宅・建築物はZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」とされている。

そこで、住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を促進し、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上をはかり、2050年の目標達成を狙う。

事業概要

（1）ZEB実証事業

省エネ効果が期待されているが、計算プログラムに反映されていないなど、設計手法が確立されていない新しい技術や設備について、これらの技術や設備を採用した大規模建築物のZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図ることを通じて、大規模建築物のZEB化の実現・普及を図る。

（2）ZEB化診断・計画策定支援事業

既築建築物のZEB化を促進するため、改修計画をZEBを見据えた計画とすることで、将来的にZEBとなることが期待されるため、ZEB化の診断に加えて改修計画を策定することで、ZEB化の取組みを促し、ストック平均の省エネルギー性能の向上を目指す。

（3）ZEH+改修実証支援事業

省エネ設備への更新や断熱強化等の省エネリフォームに対して支援を行うことで、従来のZEH以上への改修を普及させることを目指す。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）ZEB実証事業



（2）ZEB化診断・計画策定支援事業



（3）ZEH+改修実証支援事業



成果目標・事業期間

令和8年から令和12年までの5年間の事業であり、短期的には、新築・既築建築物におけるZEBの普及を目指す。長期的には、2030年度の建築物の省エネルギー化（新築・改修）における省エネ量の目標達成を目指す。

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

整理番号24、25



文部科学省

令和8年度予算額

678億円

(前年度予算額

691億円)

令和7年度補正予算額

2,552億円

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減**に向けて**計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

新しい時代の 学校施設

新時代の学びに対応した教育環境向上と 老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備



老朽化対策と一体で多様な学習活動に
対応できる多目的な空間を整備

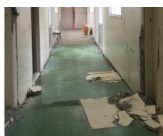
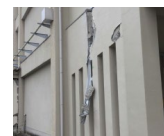


他施設との複合化により学習環境
を多機能化しつつ、効率的に整備

国土強靱化

防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等



激甚化・頻発化する災害への対応
(能登半島地震における外壁・内壁落下)



避難所としての**防災機能強化**
(バリアフリートイレの整備)

脱炭素化

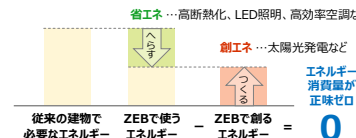
脱炭素化の推進

- 学校施設の ZEB※ 化
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進(木造、内装木質化)

※Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、快適な室内環境を
実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建築物



柱や内装に木材を活用し、温かみ
のある学習環境や脱炭素化を実現



学校施設の**ZEB化**

改正 事項

単価改定

- 物価変動の反映等による増：**対前年度比 +7.7%**
小中学校校舎(鉄筋コンクリート造)の場合：R7:325,700円/㎡ ⇒ R8:350,800円/㎡

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)

国立大学・高専等施設の整備

令和7年度補正予算額 802億円

事業目的

老朽化の著しい国立大学・高専等施設の戦略的リノベーション等を基本とした、キャンパス全体のイノベーション・コモンズ（共創拠点）の実現に向けた更なる整備推進と、耐災害性の強化による地域の防災拠点の実現を目指す。また、近年の異常気象における熱中症対策として防災拠点ともなり得る附属小中学校の体育館等への空調設置を早急に行う。この際、物価高騰に適切に対応する。

事業内容

● 国立大学・高専等の施設整備

国立大学・高専等施設の防災機能強化及び老朽改善、ライフライン更新による耐災害性の強化、人材育成及び先端研究等に対応したイノベーション拠点の整備、安全確保と省エネ化等の一体的整備 等

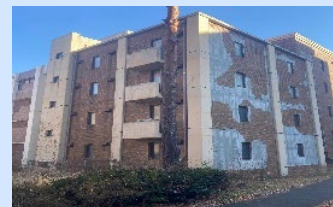
● 国立大学附属小中学校の屋内運動場等の空調設置

国立大学附属小中学校の体育館等への空調設置

事業効果

- ・安全・安心な教育研究環境の確保により、災害発生時に学生・教職員等の生命を守り、教育研究活動を継続。防災機能の強化により、災害時の防災拠点としての効果を発揮。
- ・用地取得不要で早期着手可能な事業が多いため即効性が高く、地元の中小企業の受注比率が高いため、地域経済の活性化に効果が波及。
- ・研究環境の整備により、最先端のイノベーションの創出及び地域産業振興等に貢献。

老朽化した施設・ライフライン

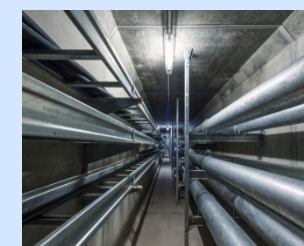


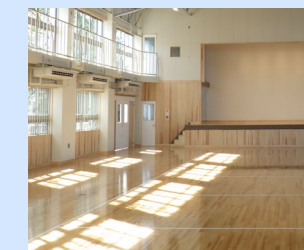
外壁の剥離、落下



配管の破損

教育研究施設の耐災害性及び防災機能の強化


耐災害性強化
(老朽改善)

耐災害性強化
(ライフライン再生)

防災機能強化
(ライフライン再生)

防災機能強化
(附属小中学校
体育館空調の整備)

※過去の実施事業の例

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部計画課)

国立大学・高専等施設の整備

令和8年度予算額
(前年度予算額)

364億円
364億円)

令和7年度補正予算額

802億円

現状・課題

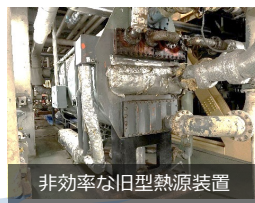
- 急速な少子化や生産年齢人口の減少による地域社会の疲弊や、気候変動等による大規模自然災害の激甚化・頻発化等、国立大学法人等には多様化・複雑化する社会的な課題に対応する「知と人材の集積拠点」としての役割が求められている。
- 一方、築25年以上の建物面積の約半数が老朽化しているに加えて、昭和40～50年代に整備した膨大な施設の更新時期が到来し、**安全面、機能面、経営面で大きな課題を抱えており、その対応が急務**である。



劣化した配管の漏水による断水

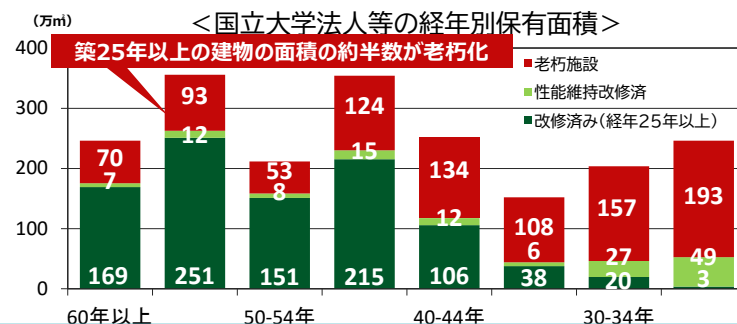


過密で陳腐化した研究室



非効率な旧型熱源装置

安全面 老朽化による事故発生が頻発 **機能面** スペース不足、**教育研究機能の低下**
経営面 エネルギーロス等による**財政負担の増大**



国立大学等施設の目指す方向性

「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和8～12年度）策定に向けた中間まとめ」より

地域と共に発展するキャンパス全体の イノベーション・コモンズ（共創拠点）の実装化

大学等の施設を活用し、産学官金等の有機的なつながりや共創活動を活性化することで、**地域課題の解決や新産業の創出等、その成果を地域に還元**

※イノベーション・コモンズ：キャンパス全体が有機的に連携し、ソフト・ハードの取組が一体となり、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレイヤーが「共創」することで、新たな価値を創造できる拠点



地域の防災拠点の実現

災害発生時、多様なステークホルダー等の安全確保や教育研究活動を継続するための耐災害性の強化
災害拠点病院や地域の避難所等としての防災機能の強化

事業内容

今後策定する「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、国立大学法人等施設の戦略的なリノベーション等を基本とした、キャンパス全体の**イノベーション・コモンズ（共創拠点）の実現に向けた取組の更なる推進**と、**耐災害性等の強化による地域の防災拠点の実現**を目指す。
その際、令和7年度補正予算と一体で、物価高騰を踏まえた必要な整備量の確保を図る。

①耐災害性の強化

耐震対策・防災機能強化、老朽改善、ライフラインの計画的な更新



老朽化と機能劣化が著しい校舎



安全・安心な教育研究環境の確保

②イノベーション拠点の強化等

安全確保と併せた人材育成、先端研究、グローバル化等に貢献する施設整備、附属病院の再生



実験室の大部屋化により最先端かつフレキシブルな実験研究環境を実現



体育館をリノベーションしたコワーキングスペース、スタートアップ創出拠点

③カーボンニュートラルに向けた取組

老朽改修と同時にZEB化を推進するための先導モデル事業の実施、省エネの取組の加速化



創エネルギー設備の整備



高効率空調の整備

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部計画課)

令和8年度予算額 91億円
(前年度予算額 91億円)
[令和7年度補正予算額 146億円]

私立学校施設・設備の整備の推進

背景説明

今後発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模地震や熱中症による事故、また教育研究環境の高度化に対応するため、私立学校の施設・設備の環境整備について、早急に取り組む必要がある。

目的・目標

私立学校施設は、学生・生徒等の学習・生活の場であり、災害時には避難所機能を果たすことから、耐震化の早期完了や熱中症対策などにより安全・安心な環境を確保する。また、私立学校の教育DXを推進するとともに、研究力の向上や研究成果の社会実装を加速化すること等により教育研究環境の充実を図る。

1. 安全・安心な教育環境の実現等

41億円（46億円） [115億円]

第1次国土強靱化実施中期計画に基づく非構造部材や構造体の耐震対策、避難所※1機能の強化等の防災機能強化を重点支援、また熱中症による事故を防止するための空調設備の整備を推進

※1 指定避難所等 大学：約50% 小・中・高・特：約40% (令和6年9月1日時点)

- 非構造部材（吊り天井・外壁 など）や構造体の耐震対策
- 避難所機能の強化（空調・自家発電・備蓄倉庫・バリアフリー化 など）
- バリアフリー（合理的配慮）対応（EV・多目的トイレ など）
- 防犯対策
- アスベスト対策
- 空調設備の整備



このほか、日本私立学校振興・共済事業団において耐震化・施設の建替え等の融資事業を実施
事業（貸付）規模 600億円（うち財政融資資金 288億円）

耐震対策の実施状況 (令和6年4月1日時点)	
① 構造体	大：96.6% [国：99.9] 高：93.6% [公：99.9]
② 体育館の吊り天井等	大：73.3% [国：99.8] 高：84.0% [公：99.6]
③ 外壁など非構造部材	大：20.8% [国：78.7] 高：45.4% [公：68.0]

私立学校施設の整備目標 (第1次国土強靱化実施中期計画)
・構造体の耐震対策を令和10年度までに完了
・非構造部材の耐震対策や避難所施設のバリアフリー化を令和22年度までに完了

補助率 大学1/2以内・高校等1/3以内等 ※高校等の耐震補強・防犯対策の一部に補助率の嵩上げあり

2. 私立大学等の教育研究基盤の向上

28億円（23億円） [30億円]

私立大学等の基盤的な教育研究設備の充実を図りつつ、日本の産業を支える理工農系人材の育成等に必要な研究設備を重点支援

- 教育研究環境の高度化（教育研究設備の整備）
教育研究の質を向上するため、教育研究活動の基盤となる研究設備の整備を推進
- イノベーション創出に向けた教育研究環境整備（新規）
科学技術・イノベーション人材の育成強化を図るため、研究力の高い私立大学等への施設・設備整備費と経常費の一体的かつ重点的な支援により、最先端の「知」を生み出し、日本の競争力を高める拠点機能を強化（研究設備、施設改修事業）
※別途、私立大学等経常費として6億円を計上

補助率	
教育研究装置	1/2以内
研究施設	1/2以内
教育設備	1/2以内
研究設備	2/3以内

3. 私立高等学校等の教育DXの推進（ICT環境整備）

22億円（22億円） [1億円]

学校教育の基盤的なツールであるICT教育端末・設備を更新し、各私立学校の特色を活かした個別最適な学び・協働的な学びの一体的な充実、主体的・対話的で深い学びを推進

- 端末の整備
- 周辺機器等ICT教育設備
- 校内LANの整備

【教育DXの推進】



私立小中高等学校等の整備状況 (令和6年度末時点)	
① 端末	義務教育：80% 高等学校：75%
② ネットワーク	義務教育：89% 高等学校：86%

補助率	
端末整備	2/3以内
ICT教育設備整備	1/2以内
校内LAN整備	1/3以内

私立幼稚園施設整備費補助金

令和8年度予算額
(前年度予算額)

4.4億円
4.5億円)

令和7年度補正予算額

20億円 ※

現状・課題・事業内容

- 緊急の課題となっている国土強靱化の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、こどもの命を守る**防犯対策**、省エネルギーの推進に向けた**エコ改修**、**バリアフリー化**等の施設整備に要する経費を支援する。

- | | | |
|-----------|-----------------|--|
| 1 | 耐震補強 | … 耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化 |
| 2a | 防犯対策 | … 門・フェンス・防犯監視システム等の設置 |
| 2b | 特別防犯対策 | … 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備
(R5～：補助率の嵩上げ1/3→1/2をR10まで延長) |
| 3 | 新築・増築・改築 | … 新築、増築、耐震改築、その他の危険建物の改築 |
| 4 | アスベスト等対策 | … 吹き付けアスベストの除去等 |
| 5 | 屋外教育環境整備 | … アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備 |
| 6 | エコ改修 | … 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修 |
| 7 | 内部改修 | … 預かり保育、学級編制基準見直し(1学級35人→30人)
園舎の整備 (多様な学びのための間仕切り設置、空調整備等) |
| 8 | バリアフリー化 | … スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備 |


対象
校種

私立の幼稚園

実施
主体

事業者(学校設置者)

事業開始
年度

昭和42年度～

補助
割合

国 1/3、事業者 2/3

※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強
特別防犯対策

国 1/2、事業者 1/2

対象
経費

工事費、実施設計費、耐震診断費 等

※耐震補強、特別防犯対策、増築・改築の一部、エコ改修及び内部改修の一部については令和7年度補正予算に計上

担当：初等中等教育局幼児教育課

令和8年度当初予算 国費：201億円（252億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2040年に向けて人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれる中、地域包括ケアシステムを深化させるため、都道府県計画に基づき、地域ごとのサービス需要の変化に応じて地域密着型サービス等の介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 地域医療介護総合確保基金を活用し、都道府県計画に基づき実施する事業を支援

1. 地域密着型サービス等の整備等を支援する事業

- ① 地域密着型サービス事業所や小規模な介護施設等※を整備等する事業
※ 平成18年度の三位一体改革において、定員30人以上の広域型介護施設等の整備に係る経費は税源移譲（一般財源化）しており、各都道府県が支援を実施。
※ 対象施設を合築・併設する場合は補助単価を5%加算、空き家を活用した地域密着型サービス事業所等の整備も対象
- ② 介護離職ゼロ対象施設等を1施設整備する際に、併せて広域型施設1施設の大規模修繕・耐震化を行う事業
- ③ 災害レッドゾーン・イエローゾーンの老朽化した広域型介護施設等の移転改築（災害イエローゾーンにおいては現地建替を含む）事業
- ④ 大都市において介護施設等の改築・大規模修繕等の工事中の代替施設を整備する事業
- ⑤ 都市部において地域密着型サービス事業所を広域型施設に転換するための整備を行う事業
- ⑥ 過疎地域等において広域型施設等のダウンサイジングや小規模な介護施設等に転換するための整備を行う事業
- ⑦ 都市部・過疎地域等において介護施設等の統合や集約等を行う事業 ※都市部においては補助単価を5%加算

2. 介護施設等の円滑な開設・安定的な運営を支援する事業

- ① 介護施設等の開設準備経費を支援する事業
※ 介護施設等（定員30人以上の広域型施設を含む）の開設に必要な初度経費を支援
※ 開設には改築による再開時、増床、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト事業所の設置、一定の条件を満たす場合の災害復旧時を含む
- ② 用地確保のための定期借地権の設定の際の一時金を支援する事業 ※一定の条件を満たす場合、普通借地権も可
- ③ 土地所有者と介護施設等を運営する法人等のマッチングを行う事業
- ④ 介護施設等の大規模修繕に併せて行う介護ロボット・ICTの導入を支援する事業
- ⑤ 介護職員用の宿舎や施設内保育施設を整備する事業

3. 介護施設等の利用者の生活環境等の向上に資する事業

- ① 特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ含む）における多床室のプライバシー保護のための改修を行う事業
- ② 介護施設のユニット化のための改修を行う事業
- ③ 介護施設等において看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として改修を行う事業
- ④ 共生型サービスの促進のため、介護事業所において障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備整備を行う事業
- ⑤ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行う事業

注）介護施設等の所在地が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島の場合、補助単価を8%加算。

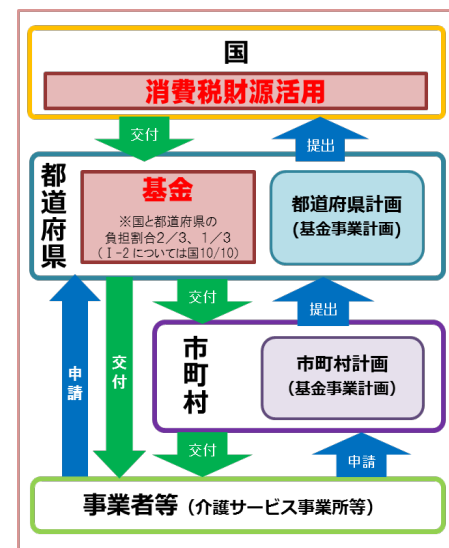
令和8年度配分基礎単価の見直し

近年の建設コストの高騰等を踏まえ、配分基礎単価の上限額について、**+7.7%相当の引上げ**を行う。

（参考）過去3年の引き上げ率

R 5	R 6	R 7
+8.9%	+8.1%	+4.7%

<実施主体等>



- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／4、設置者1／4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



生活保護施設等の整備

- 生活保護法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、女性自立支援施設等）等の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。



耐震化・防災対策の推進

- 障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



令和8年度予算額 230億円(245億円) + 令和7年度補正予算額 306億円

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・保育所整備事業【私立】 ・幼保連携型認定こども園整備事業【私立】 ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）【私立】 ・公立認定こども園整備事業（教育部分に限る）
 - ・小規模保育整備事業【私立・公立】 ・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業【私立・公立】 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

実施主体等

【実施主体】 ①（②以外）市区町村 ②（公立認定こども園）都道府県・市区町村

【設置主体】 ①（うち、私立保育所、私立認定こども園）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

※ 「実施計画」の採択を受けている場合「市町村が認めた者（公立施設を除く）」を設置主体とすることができる。

①（うち、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所）市町村が認めた者（公立施設を含む。）

②都道府県・市区町村

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等

補助割合

① 原則国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には、補助率の嵩上げを行う（1／2→2／3） 【国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4】

○待機児童対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る

待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）において、財政力指数が1.0未満の市町村かつ、20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」および「教育部分」に適用する

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業を実施するこども誰でも通園制度総合支援システムを導入（予定）の市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

② 原則国 1／3、設置者（市区町村） 2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

【拡充】補助率の嵩上げについて、「人口減少対策」のための認定こども園の整備については、「保育所部分」に加えて「教育部分」にも嵩上げを適用する。

令和8年度予算 67億円（67億円）

+ 令和7年度補正予算額 94億円（通常整備分 84億円、国土強靱化実施中期計画分 10億円）

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、令和4年改正児童福祉法や「こども・子育て支援加速化プラン」等を踏まえ、次世代育成支援対策の充実を図るとともに、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、児童福祉施設等の耐災害性強化対策を推進する。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		
児童福祉施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリングラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	・助産施設 ・職員養成施設 ・児童自立生活援助事業所 ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	

【令和7年度補正予算により実施する拡充事項】

○防災・減災・国土強靱化の推進

「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」を踏まえ、耐震化整備等に必要な経費を確保する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】定額

（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当

児童館の場合：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当等）

<以下については補助率の嵩上げを実施>

- ・児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化に係る施設整備であって一定要件を満たす場合※1 国1/2相当→2/3相当
- ・産後ケア事業を行う施設の創設・増(改)築※2 国1/2相当→2/3相当
- ・「こどもの居場所」としての機能強化を図る児童館の施設整備を行う場合 国1/3相当→1/2相当

※1 対象となるのは、①財政力指数1未満の自治体又は②原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体（経過措置として一定の要件を満たす場合には①②以外の自治体も含む。）

※2 対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体

子ども・子育て支援施設整備交付金

成育局 参事官（事業調整担当）

令和8年度予算 67億円（91億円） + 令和7年度補正予算 8.3億円

※令和8年度当初予算の全額は事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

（1）放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

【令和7年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

（2）病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

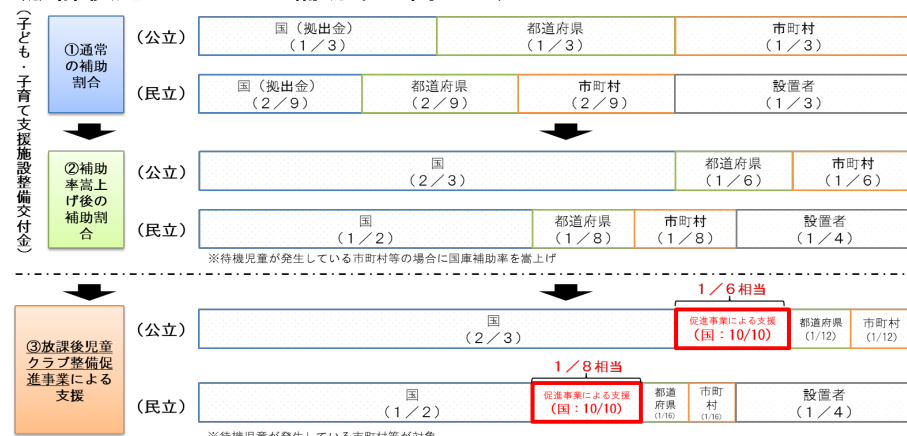
【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合※	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

（※）嵩上げ対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体

（放課後児童クラブの補助率の嵩上げ）



（本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

（本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減

自治体の負担割合を1/2軽減

■ 民生安定助成事業

概 要

防衛施設の設置・運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の障害が認められる場合において、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備等に対して助成

根 拠

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条

具体的内容

- ・ 演習場等周辺において、訓練等の事前通知を必要とする場合
- ・ 飛行場周辺等において、火災予防、事故等緊急時の避難場所の確保等を必要とする場合
- ・ 飛行場等において大量の水を使用するなど、周辺地域の水道に水圧低下等の影響を及ぼしている場合
- ・ 防衛施設の設置等により、事業経営に影響を及ぼしている場合 等

助成対象施設の例

有線ラジオ放送施設、無線放送施設、消防施設、救難施設、公園、緑地、屋外運動場、体育館、コミュニティ供用施設、水道、し尿処理施設、漁業用施設



公園【避難場所、防災拠点】



無線【避難・消防活動の円滑化】

■ 民生安定助成事業の助成対象施設・補助の割合

整理番号36

助成対象施設	補助の割合		助成対象施設	補助の割合	
	本土	沖縄		本土	沖縄
有線ラジオ放送施設	8/10	8/10	体育館	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10
無線放送施設	7.5/10	7.5/10	特別集会施設	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10
消防施設	2/3（基準額）	2/3（基準額）	図書館	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10
公園	施設6/10・土地5/10	施設6/10・土地5/10	保健相談センター	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10
緑地	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	港湾施設用地	7/10	9.5/10
屋外運動場	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	農業用施設	2/3	2/3～8/10
駐車場	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	林業用施設	2/3	2/3・8/10
水道	5/10	2/3	漁業用施設	2/3	2/3・10/10
し尿処理施設	3/10～5/10	5.5/10～2/3	商工業研修等施設	2/3（限度額）	2/3（限度額）
ごみ処理施設	3/10～5/10	5/10～2/3	救難施設	7.5/10	7.5/10
子育て支援施設	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	まちづくり支援事業	7.5/10	7.5/10
高齢者支援施設	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	消防庁舎	5/10	5/10
博物館	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	市町村庁舎	5/10（限度額）	5/10（限度額）
コミュニティ供用施設	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	除雪機械	7.5/10	
水泳プール	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10	汚水処理施設	5.5/10～2/3	6/10～7.5/10
青年の家	施設2/3（限度額）・土地5/10	施設2/3（限度額）・土地5/10			

■ 補助事業に関する要望・相談等は管轄の各地方防衛(支)局 周辺環境整備課までお願いいたします。

地方防衛（支）局	管轄区域
北海道防衛局	北海道
東北防衛局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東防衛局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県
南関東防衛局	神奈川県、山梨県、静岡県
東海防衛支局	岐阜県、愛知県、三重県
近畿中部防衛局	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国防衛局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州防衛局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄防衛局	沖縄県

■ 特定防衛施設周辺整備調整交付金（9条交付金）

概 要

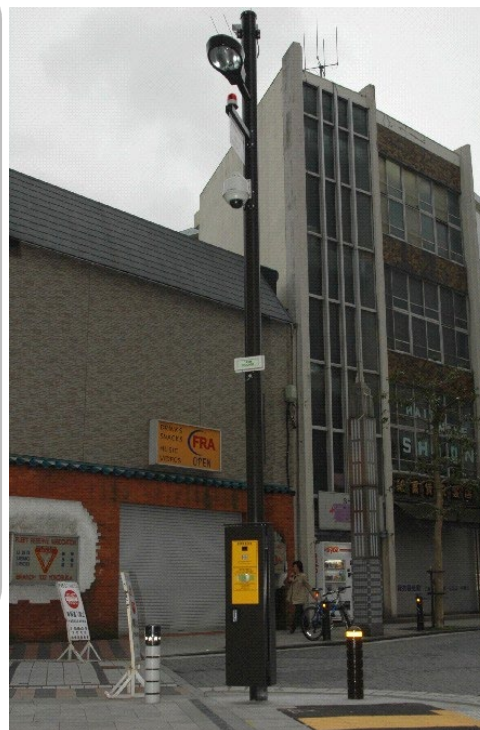
防衛施設の設置又は運用がその周辺地域における生活環境又は開発に及ぼす影響の程度等を考慮し、特定防衛施設関連市町村に指定された市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てさせるため交付する交付金

根 拠

○環境整備法第9条

参考資料

特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村一覧・・・別紙のとおり



通信施設
(スーパー防犯灯)



消防に関する施設
(消火栓)



医療施設
(医療機器)

特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村一覧

(令和8年4月1日現在)

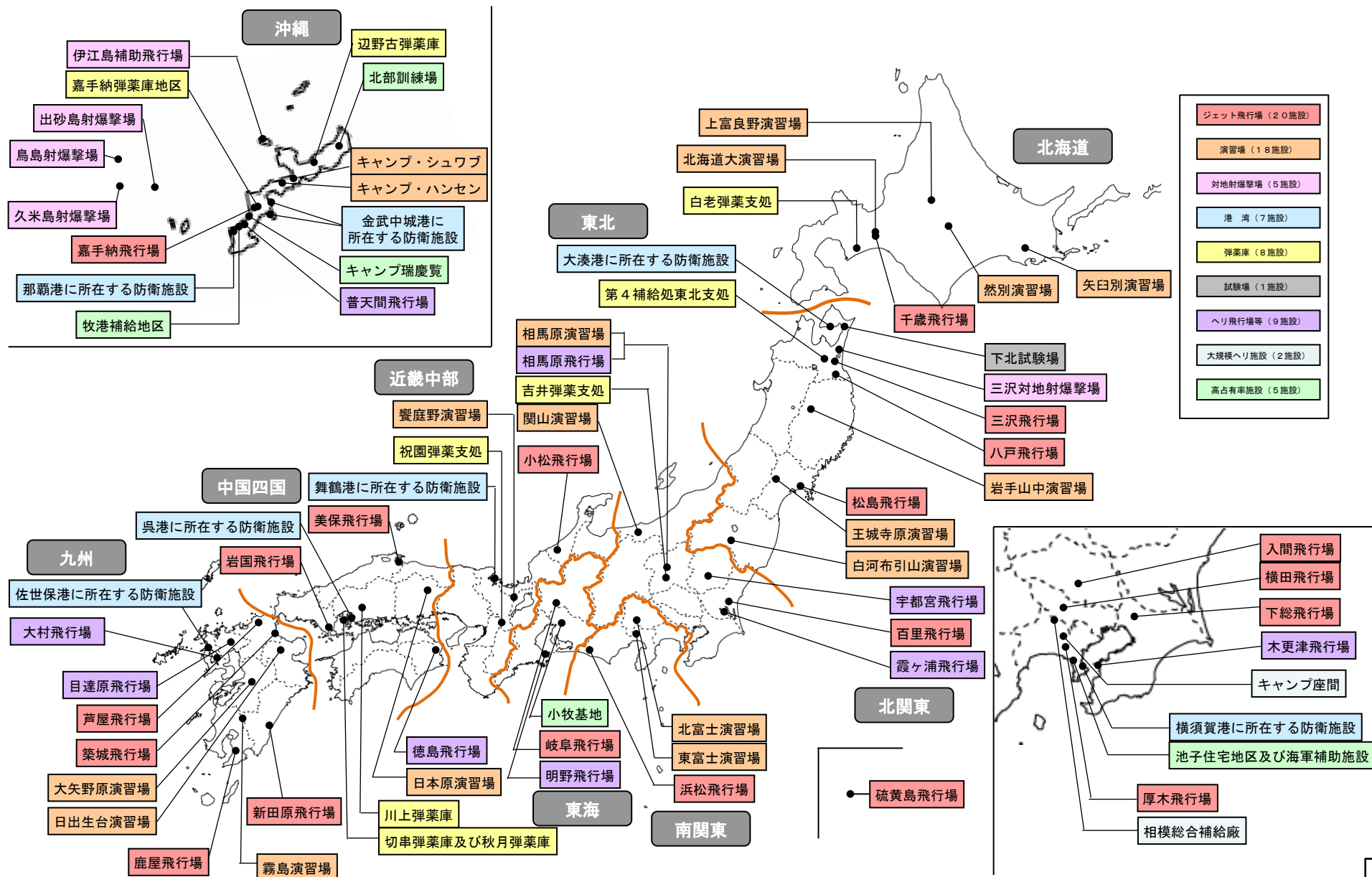
整理番号37

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
ジ エ ツ ト 飛 行 場	千 歳 飛 行 場	苫小牧市 千歳市
	三 沢 飛 行 場	三沢市 青森県上北郡 東北町
	八 戸 飛 行 場	八戸市
	松 島 飛 行 場	石巻市 東松島市
	百 里 飛 行 場	行方市 銚田市 小美玉市
	入 間 飛 行 場	狭山市 入間市
	下 総 飛 行 場	鉾田市 鎌ヶ谷市
	横 田 飛 行 場	立川市 昭島市 福生市 武蔵村山市 羽村市 東京都西多摩郡 瑞穂町
	硫 黄 島 飛 行 場	東京都小笠原村
	厚 木 飛 行 場	藤沢市 大和市 綾瀬市
	小 松 飛 行 場	小松市 加賀市
	岐 阜 飛 行 場	各務原市
	浜 松 飛 行 場	浜松市
	美 保 飛 行 場	米子市 境港市
	岩 国 飛 行 場	岩国市
	築 城 飛 行 場	行橋市 福岡県京都郡 みやこ町 福岡県築上郡 築上町
	芦 屋 飛 行 場	福岡県遠賀郡 芦屋町 福岡県遠賀郡 水巻町 福岡県遠賀郡 岡垣町 福岡県遠賀郡 遠賀町
	新 田 原 飛 行 場	西都市 宮崎県児湯郡 新富町
	鹿 屋 飛 行 場	鹿屋市
	嘉 手 納 飛 行 場	沖縄市 沖縄県中頭郡 嘉手納町 沖縄県中頭郡 北谷町

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
演 習 場 （ 射 爆 撃 場 を 含 む 。）	上 富 良 野 演 習 場	富良野市 北海道空知郡 上富良野町 北海道空知郡 中富良野町
	北 海 道 大 演 習 場 (島松着弾地及び島松地区に限る。)	恵庭市 北広島市
	然 別 演 習 場	北海道河東郡 鹿追町
	矢 臼 別 演 習 場	北海道厚岸郡 厚岸町 北海道厚岸郡 浜中町 北海道野付郡 別海町
	岩 手 山 中 演 習 場	八幡平市 滝沢市
	王 城 寺 原 演 習 場	宮城県黒川郡 大和町 宮城県黒川郡 大衡村 宮城県加美郡 色麻町
	白 河 布 引 山 演 習 場	福島県岩瀬郡 天栄村 福島県西白河郡 西郷村
	相 馬 原 演 習 場	高崎市 群馬県北群馬郡 榛東村
	関 山 演 習 場	妙高市 上越市
	北 富 士 演 習 場	富士吉田市 山梨県南都留郡 忍野村 山梨県南都留郡 山中湖村
	東 富 士 演 習 場	御殿場市 裾野市 静岡県駿東郡 小山町
	饗 庭 野 演 習 場	高島市
	日 本 原 演 習 場	津山市
	大 矢 野 原 演 習 場	岡山県勝田郡 奈義町
	日 出 生 台 演 習 場	熊本県上益城郡 山都町
	霧 島 演 習 場	由布市 大分県玖珠郡 九重町 大分県玖珠郡 玖珠町
	キャンプ・シュワブ	えびの市 鹿児島県姶良郡 湧水町
	キャンプ・ハンセン	名護市 名護市 沖縄県国頭郡 恩納村 沖縄県国頭郡 宜野座村 沖縄県国頭郡 金武町
	三 沢 対 地 射 爆 撃 場	三沢市 青森県上北郡 六ヶ所村
	伊 江 島 補 助 飛 行 場	沖縄県国頭郡 伊江村
	鳥 島 射 爆 撃 場	沖縄県島尻郡 久米島町
	久 米 島 射 爆 撃 場	沖縄県島尻郡 久米島町
	出 砂 島 射 爆 撃 場	沖縄県島尻郡 渡名喜村

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
港	大 湊 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設	むつ市
	横 須 賀 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設	横須賀市
湾	舞 鶴 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設	舞鶴市
	呉 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設	呉市
弾 薬 庫	佐 世 保 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設	佐世保市 西海市
	那 覇 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設	那覇市
試験場	金 武 中 城 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設 (天願棧橋、陸軍貯油施設、沖縄基地隊、 及びホワイトビーチ地区に限る。)	うるま市
	陸 上 自 衛 隊 北 海 道 補 給 処 白 老 弾 薬 支 処	北海道白老郡 白老町
弾 薬 庫	航空自衛隊第四補給処東北支処	青森県上北郡 東北町
	陸 上 自 衛 隊 関 東 補 給 処 吉 井 弾 薬 支 処	高崎市
弾 薬 庫	陸 上 自 衛 隊 関 西 補 給 処 祝 園 弾 薬 支 処	京田辺市 京都府相楽郡 精華町
	川 上 弾 薬 庫	東広島市
弾 薬 庫	切 串 弾 薬 庫 及 び 秋 月 弾 薬 庫	江田島市
	辺 野 古 弾 薬 庫	名護市
弾 薬 庫	嘉 手 納 弾 薬 庫 地 区	沖縄市 うるま市 沖縄県国頭郡 恩納村 沖縄県中頭郡 読谷村 沖縄県中頭郡 嘉手納町
	青森県下北郡 東通村	
弾 薬 庫	下 北 試 験 場	土浦市 茨城県稲敷郡 阿見町
	霞 ヶ 浦 飛 行 場	宇都宮市
弾 薬 庫	宇 都 宮 飛 行 場	宇都宮市
	相 馬 原 飛 行 場	群馬県北群馬郡 榛東村
弾 薬 庫	木 更 津 飛 行 場	木更津市
	明 野 飛 行 場	伊勢市
弾 薬 庫	徳 島 飛 行 場	徳島県板野郡 松茂町
	目 達 原 飛 行 場	佐賀県神埼郡 吉野ヶ里町 佐賀県三養基郡 上峰町
弾 薬 庫	大 村 飛 行 場	大村市
	普 天 間 飛 行 場	宜野湾市
弾 薬 庫	キ ャ ン プ 座 間	相模原市 座間市
	相 模 総 合 補 給 廠	相模原市
弾 薬 庫	池子住宅地区及び海軍補助施設	逗子市
	小 牧 基 地	春日井市 小牧市
弾 薬 庫	牧 港 補 給 地 区	愛知県西春日井郡 豊山町
	北 部 訓 練 場	浦添市 沖縄県国頭郡 国頭村 沖縄県国頭郡 東村 宜野湾市
弾 薬 庫	キ ャ ン プ 瑞 慶 覧	沖縄県中頭郡 北谷町 沖縄県中頭郡 北中城村
計	76 施設	122 市町村

特定防衛施設配置図 (R 8. 4. 1. 現在)



事業の目的

福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、医療貸付事業については、病院及び診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。



令和8年度予算

(単位：億円)

資金交付額	調達財源		
	財政融資資金	自己資金	うち機関債
3,760	2,632	1,128	200

社会福祉事業施設等貸付事業
利子補給金
2,297,713千円

国の政策に即して社会福祉事業者や医療機関等が行う民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を優遇融資することにより発生する調達金利と法人への貸付金利の金利差を補給するための経費

貸付制度の主な内容

区 分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象施設 (注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業 等	○ 病院 ○ 診療所 ○ 介護医療院 ○ 介護老人保健施設 等
貸付金の種類	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	○ 建築資金 ○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金 ○ 長期運転資金
貸付金利 (注2・3)	年2.300%~3.500% (年2.400%~3.000%)	年2.300%~3.500% (年2.400%~3.000%)
償還期間 (注4)	20年以内	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。(注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。
(注3) 貸付金利は令和8年5月1日現在の建築資金【20年以内】の金利。
() 内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。
(注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。
広域型特別養護老人ホーム(定員30人以上)、一部の病院の耐火構造は39年以内。

令和8年度貸付契約額及び資金交付額 (計画)

(単位：億円)

区 分	貸付契約額	資金交付額
福祉貸付事業	1,227	1,416
医療貸付事業	2,380	2,344
合 計	3,607	3,760



○新築の貸付具体例

区 分	保育所 (認可を目指す認可外保育所を含む)
融資対象先	法人
融資率	95% (優遇融資)
貸付金利 (償還期間20年)	年3.000% (年2.500%) (据置期間中無利子)

区 分	特別養護老人ホーム
融資対象先	社会福祉法人 等
融資率	90% (優遇融資)
貸付金利 (償還期間20年)	年3.100% (年2.600%)

区 分	病院 (病床不足地域)
融資対象先	医療法人 等
限度額	7億2千万円 (※) (※) この他加算あり
貸付金利 (償還期間20年)	年3.000% (年2.500%)

(注) 貸付金利の () 内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利

○災害復旧資金 (社会福祉施設等の場合)

融資率	90%
貸付金利	無利子

② 先駆性等の高い木造化技術による設計・建築実証（拡充）

<対策のポイント>

一般流通材等を活用した工法による低層中大規模建築物、標準寸法のC L Tを活用した建築物等について、有識者や地域の設計者・施工者等が連携して実施する、**先駆性等の高い設計・建築実証の取組**を支援します。

<事業の内容>

有識者や木材加工事業者、地域の設計者・施工者等が連携して実施する、**先駆性等の高い設計・建築実証の取組**を支援します。

※都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援

（ア）一般流通材等を用いた低層中大規模等設計・建築実証（拡充）

地域の製材所等により生産・加工された建築用木材を活用した工期やコスト等に優れた低層中大規模建築物等の、当該地域におけるモデル的な木造建築物の設計・建築等の実証を支援します。

（イ）C L Tを活用した建築物等の設計・建築実証（継続）

C L Tを活用した先駆性が高い建築物及び標準寸法のC L Tや標準的な木造化モデルを活用した普及性が高い建築物の設計・建築等の実証を支援します。

<事業の流れ>



※経費別の補助率

○協議会が取り組む普及活動等への助成：定額

○実証に係る設計費・建築費への助成：1/2、3/10

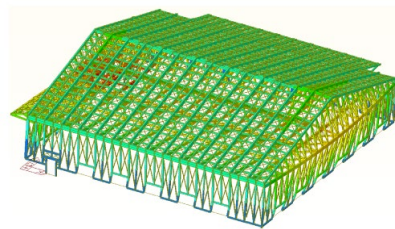
（中層以上又は大規模建築物に活用する場合、特に普及性や先駆性が高いと認められる場合は1/2）

<事業イメージ>

<応募から事業実施までの流れ>



（ア）一般流通材等を用いた低層中大規模等設計・建築実証

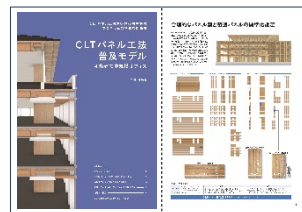


地域材を活用した20m超スパンのトラスを用いて大空間を無柱とする設計の建築物（工場）における実証

（イ）C L Tを活用した建築物等の設計・建築実証



鉄骨造と木造の立面混構造耐震壁にC L Tを利用した取組例



CLTパネル工法の普及モデルを取り入れた設計の取組例



花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうちスギ材の需要拡大のうち 花粉症対策木材利用促進

<対策のポイント>

住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、**中小工務店等やプレカット事業者におけるスギ J A S 構造材等への転換の取組**を支援します。

<事業の内容>

住宅分野でのスギ材需要の拡大に向けて、中小工務店やプレカット事業者等が行う**スギ J A S 構造材等への転換の取組**を支援します。

<支援対象となる取組>

- ・ 中小工務店等の行う**住宅部材のスギ材への転換に係る調整、スギ材への転換した住宅の構造安全性の検証、それらの取組の建築主への説明等**
- ・ プレカット事業者等の行う、**スギ材を保管する場所を確保するためのストックヤードの組み替え、スギ材を使用する仕様への設計変更、住宅生産者に対する国産木材活用住宅ラベルの発行支援**（樹種別の使用量の情報提供）等

<支援要件等>

- ・ 登録申請において、**より高い転換目標（最低3割程度）を設定した者から採択**
- ・ 事業者は、**3年間のスギ製品継続利用計画**を作成・提出し、年に1回実施状況を報告
- ・ 事業者は、**国産木材活用住宅ラベル等によりスギ材利用の意義**を普及

<事業の流れ>



※申請棟数等により段階的な助成上限額を設定

<事業イメージ>

【中小工務店等における転換に係る取組の例】



スギ材の調達に係る調整



スギ材を利用した設計に係る
構造安全性の検証

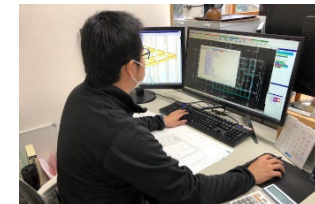


スギ材を利用する意義につ
いての建築主への説明

【プレカット事業者等における転換に係る取組の例】



ストックヤードの組み替え等による
スギ材を保管する場所の確保



スギ材を使用する設計等
への変更



国産木材活用住宅
ラベルの発行支援

スギ材への転換に向けた設計・施工を実証（部材の納まり・安全性等）

CLT建築実証支援

令和7年度補正予算額 44,993,076千円の内数

＜対策のポイント＞
CLT建築に携わる者の技術の底上げ等を図るため、地域でのCLTを活用した建築物の設計・施工に係る実証的な取組等を支援します。また、CLT等の木質建築部材に関する工法の低コスト化や技術の普及等を支援します。

＜事業の内容＞

- ① CLT建築実証事業
地域の関係者（CLT製造工場、設計者、施工者）等が連携した協議会方式による、他構造との建築コスト比較を含めたCLT建築物の設計・建築等の実証事業を支援します。
- ② CLT等木質建築部材技術開発・普及事業
既往の技術を踏まえ、実用化に向けたCLT等の接合部の強度や短工期化等に係る検証など、工法の低コスト化や技術の普及等に向けた取組を支援します。

＜事業イメージ＞

① CLT建築実証事業
＜建築実証のイメージ＞

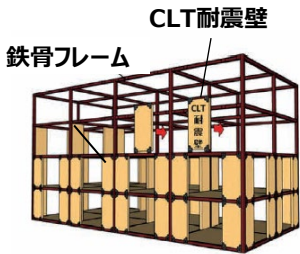


既存の木造化モデルを活用



標準寸法のCLTパネルを活用

② CLT等木質建築部材技術開発・普及事業
＜技術開発のイメージ＞



鉄骨造とCLT耐震壁の混構造



軟弱地盤改良

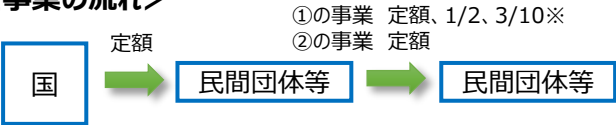


木造仮設医療施設

実証で得られた課題や解決策を整理・分析した上で
事例集や発表会等を通じて普及

非住宅分野等における木材の消費拡大

＜事業の流れ＞



※経費別の補助率
○協議会が取り組む普及活動等への助成：定額
○実証に係る設計費・建築費への助成：1/2、3/10
（特に優れた内容と認められる場合は1/2）

中高層等 J A S 構造材実証支援

令和 7 年度補正予算額 44,993,076千円の内数

＜対策のポイント＞

中高層建築分野等におけるJAS構造材の活用促進を図るため、JAS構造材を用いた建築の実証的な取組を支援するとともに、品質管理に必要な人材の育成、地域の製材工場等の連携体制の構築など、JAS構造材の安定供給に向けた体制整備等の取組を支援します。

＜事業の内容＞

① 中高層等 J A S 構造材実証支援事業

JAS構造材の需要拡大を図るため、「JAS構造材活用宣言」を行った事業者（建設業者）が、中高層建築分野を中心にJAS構造材を活用した建築を実証的に行う取組を支援します。

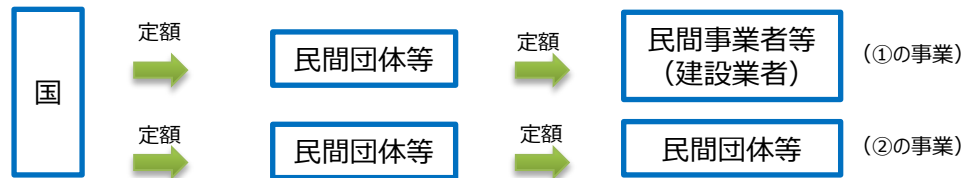
JAS構造材活用宣言

木造建築に取り組む建設業者等が、具体的な目標を設定して、JAS構造材（製材、集成材等）の利用率向上を宣言。

② J A S 構造材供給体制整備事業

JAS構造材の供給拡大を図るため、品質管理等に必要な人材の育成や測定機器の導入、専門的知見を有するアドバイザーの派遣、地域の製材工場等の連携体制の構築、情報窓口の設置等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

JAS構造材活用宣言

(宣言例)
宣言：JAS構造材の利用率向上
目標：〇年〇月までにJAS構造材を利用した中高層等の建築物を〇棟建築します。

① 中高層等 J A S 構造材実証支援事業



- ・対象は、「JAS構造材活用宣言」をした事業者（建設業者）
- ・JAS構造材の調達に要する経費を支援

➡ 事業者は、JAS構造材の利用実証を通じて、中高層等の木造建築に係る設計・調達・施工等のノウハウを獲得

事例の分析・集約

ノウハウの共有に向けた事例集の作成等

宣言に基づく取組の展開

中高層建築物等へのJAS構造材の利用拡大

② J A S 構造材供給体制整備事業

JAS構造材の供給拡大

地域のJAS認証工場の拡大や連携等の促進

人材育成や工場の連携体制構築等を支援

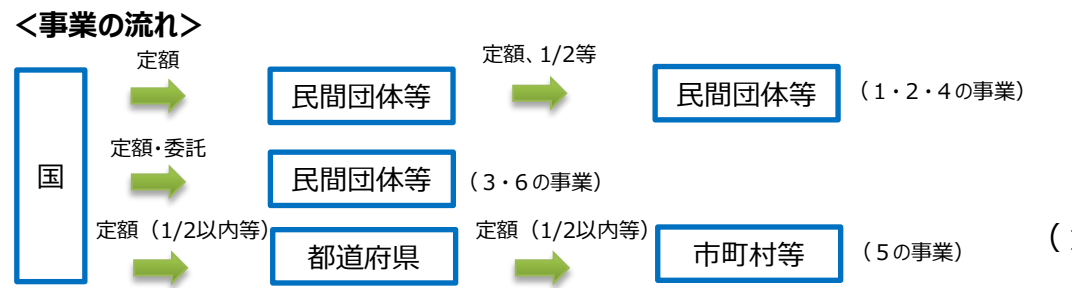
宣言に基づく取組の展開

＜対策のポイント＞
海外の需給変動の影響を受けにくくするため、非住宅分野等における消費拡大、木材製品の国際競争力強化に向けた中高層建築等におけるJAS構造材の利用実証やCLTを活用した建築物の実証、木材利用による温室効果ガス（GHG）排出削減効果の「見える」化の促進、外構部等の木質化の実証、木造公共建築物等の整備等を支援します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

- 1. 中高層等JAS構造材実証支援
JAS構造材を用いた中高層建築等の実証的な取組を支援するとともに、JAS構造材の安定供給に向けた体制整備等の取組を支援します。
- 2. CLT建築実証支援
CLTを活用した建築の設計・施工に係る実証的な取組を支援します。また、CLT等の木質建築部材に関する工法の低コスト化や技術の普及等を支援します。
- 3. 建築物LCA・改正SHK制度による木材利用促進に向けた環境整備
木材利用による温室効果ガス（GHG）排出削減効果の「見える化」に向けた、建築物LCA制度化に対応する木材製品の排出原単位の整備への支援や、改正SHK制度（R8.4施行）に対応した炭素蓄積量の算定に係るガイダンス整備等を実施します。
- 4. 外構部等の木質化対策支援
建築物の外構部等について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる実証的な取組を支援します。
- 5. 木造公共建築物等の整備
非住宅建築物への更なる木材需要を喚起するため、公共建築物の木造化・内装木質化を支援します。
- 6. 木材産業における外国人材の受入れ強化支援
特定技能・育成就労による外国人材の受入れ・呼び込み体制を強化するため、国内外での説明会・相談会の開催や、スキルアップのための学習用教材の作成を支援します。



木材製品の消費拡大対策

木4ビル
(イメージ)

JAS構造材を用いた
中高層建築等の実証

CLTを活用した設計・建築等の実証、技術開発

排出原単位 1m²当たりの製品製造に係る排出量 [t-CO₂e/m³]

GHG + GHG + GHG

原材料の調達 工場へ輸送 製造

木材製品の排出原単位の整備

木材の新たな需要先として見込まれる
木製塙等の普及

木造公共建築物等の整備

外国人材の受入れ強化

【お問い合わせ先】
(1～3、6の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2294)
(4、5の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2626)

＜対策のポイント＞
木造建築物を担う設計者・施工者を育成する取組、専門家派遣等の技術的サポートを支援します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

（ア）講習会等による設計者・施工者育成（継続）

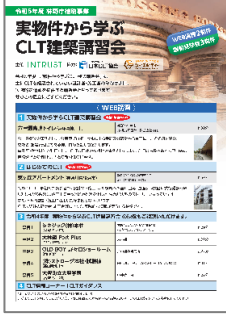
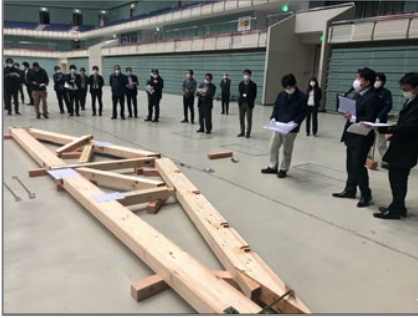
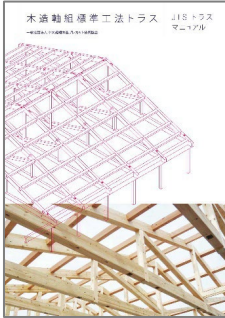
木質耐火部材等の活用に係るマニュアルや中大規模木造建築物の構造設計指針の作成・普及、C L T 建築物等の企画・設計における課題解決に向けた専門家の派遣、設計・施工等の技術的な面に関する講習会等の実施等の取組を支援します。

また、各都道府県の工務店等を対象として、部材調達や設計・施工における木材利用の留意点や木造化標準モデル等も含め、木造建築分野を担う設計者・施工者の拡大を図るための講習会等の実施等の取組を支援します。

（イ）専門家派遣等による技術的サポート（継続）

地域の企業や行政が参画する地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポートを支援します。

（ア）講習会等による設計者・施工者育成



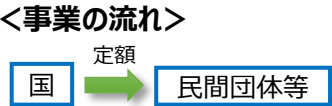
▲ 国産材を中大規模木造建築物の構造材に用いたトラス工法の開発や設計・施工手法の普及

▲ C L T 建築物の普及に向けた講習会の開催

（イ）専門家派遣等による技術的サポート



◀ 地域の企業や行政が参画する地域協議会等に対する専門家派遣



【お問い合わせ先】 （ア）の事業）林野庁木材産業課（03-3502-8062）
（イ）の事業）林野庁木材利用課（03-6744-2120）